

三井文庫史料叢書

天保四年

「大坂御金蔵金銀并灰吹納拝御勘定帳」

納の部／拝の部

三井文庫 発行

天保期幕府財政の新史料（一）

—天保四年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納拝御勘定帳」納の部—

近代経済史料研究会

一、幕府財政史料について

江戸幕府財政史は、一九世紀以来の研究蓄積をもち、近年も大野瑞男・飯島千秋によって詳細な研究史整理がなされてい^①る。大野はその重要さを強調し、政治史・経済史はもとより貨幣史・物価史・鉱山史・貿易史、さらに幕府制度史・幕藩関係史・地域史にも関わると述べているが、一方で課題の第一として史料の発掘を挙げているように、史料的制約がきわめて大きい分野でもある。幕府勘定所の史料はほとんど新政府に継承されず、わずかな引継文書も罹災したため、原史料がほとんど知られず、大名家史料などから少しづつ発掘が進められてきている。特に幕府財政の全体にかかる史料はごく少なく、大野瑞男が自身の収集活動の成果を含め、既知

の史料の全てを翻刻・紹介している。^②

今回紹介する史料は、従来知られていない新出史料である。幕府財政の中心機関の一つである大坂御金蔵の、一年間の收支を詳細に記したもので、当該分野において非常に貴重な素材であるといえる。

二、新史料の解説

（1）収藏・紹介の経緯

今回紹介する史料は、天保四（一八三三）年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納拝御勘定帳」（一冊）である（以下、本史料という）。平成二三（二〇一〇）年六月に三井文庫が購入し、参考図書として配架・公開している（所蔵番号 D九一三一）

五八⁽⁴⁾)。残念ながら、原蔵者および伝来についてはまったく不明である。奥に旧蔵者かと思われる記名が追記されている（本誌口絵参照）。内容の重要性にかんがみ、有志により翻刻を行うこととし、翌年より輪読と内容の検討を進めてきた。今号より数回に分けて、史料の全文を翻刻紹介する。

(2) 史料の性格

本史料は豎帳で、表紙・裏表紙ほか本紙一一九丁、うち墨付一一六丁で、奥書の老中以下諸役人の連印や、綴目の勝手掛老中水野忠邦の印など、多数の印が押されており（本誌口絵参照）、原史料であると思われる。⁽⁵⁾

本史料の基本的な性格を、奥書（該当部分の翻刻は次号以降に掲載予定）の内容から確認しよう。奥書は二つあり、一つ目の奥書は天保五甲午（一八三四）年一二月付、宛所は御勘定所で、差出には表紙の記名と同じく、大坂町奉行二名・大坂金奉行二名・同仮役とみられる二名が連印し、天保三辰年（一八三二）の払残を元に立て、同四巳年中の納払の御勘定を仕上げ、また残金銀を当午年の元に立て、御勘定を仕上げるべき旨が記されている。続く第二の奥書は、戌（天保九年）八月付、宛所は一つ目の奥書の差出と同役の六名（年月がたっており顔ぶれは変わっている）で、差出として勘定組

頭四名、勘定吟味役五名、勘定奉行（公事方・勝手方とも）四名、最後に勝手掛若年寄および老中の連印があり、天保四年の「大坂御金蔵金銀納払証文」をもって御勘定を仕上げてあるので、吟味を遂げ、後日の覚のため判形しこれを遣す、残り金銀は午年（天保五年）の元に立て、勘定あるべし、との旨が記されている。

以上から本史料の性格は明らかであり、天保四年分の大坂御金蔵のすべての収入・支出（および前後の大坂御金蔵の惣有高）を江戸の勘定所に報告するため作成・提出され、老中以下の監査と承認を経て、大坂御金蔵に返却されたものである。その後については未詳であるが、おそらく大坂御金蔵において保管されていたものと想像されよう。

本史料の作成経緯を考える参考として、大野瑞男により詳しく復元されている、代官所と勘定所の間でなされる決算手続きをみてみよう。⁽⁷⁾ 地方勘定帳の場合⁽⁸⁾、代官が提出した勘定帳下帳面を対象に、諸手形などと突合し精しく監査がなされた上で、改めて勘定帳本紙が作成・提出され、最終段階として「地方惣勘定」において、勘定帳本紙に勘定奉行・吟味役・組頭連名で代官宛ての奥書を記し、さらに老中・勝手掛若年寄が連印し、勝手掛老中が綴目印を調印して代官へ渡されたという。この手続きは、右にみた本史料の奥書などに一致しており、大坂御金蔵の收支についての最終的な決算手続きも、

代官所と同様であつたことがうかがえる。従つて厳密にいえば、第一の奥書の日付は下帳の作成時期を示し、本史料は江戸で監査を終えた第二の奥書の時期に、本帳として作成されたものと思われる。なお、本史料では対象年の翌年末の日付で提出され、また監査に三年半余を要しているが、これが常態であつたかどうかは明らかでない。

こうした性格からみて、本史料の記述は、対象年の大坂御金蔵の收支に関しては網羅的であり、また少なくとも同時代に幕府勘定所が把握していた限りにおいて、正確で信頼できるものと期待できよう。

内容は、奥書にあるように、冒頭で天保四年元日の御金蔵惣有高を述べ、続いて収入と支出を列記し、最後に再び御金蔵惣有高を記してある。末尾に手形の額面が記されるが、これは上記の計算には含まれていない。惣有高の内訳は、大判金に加え、幕府正貨でない唐金・唐銀・灰吹銀が別に計算されるほか、定式御遣方有高・別口有高・御除有高⁽⁹⁾・外有高に分けられている。一つ一つの収支項目については、大判・金・銀・錢・唐金・唐銀・灰吹銀を区別し、実際に出納された貨幣についても注記し（二朱判・小玉銀など）、大坂御金蔵とやり取りをした関係者（代官、遠国奉行、大名、御用商人・職人など）の名とその収支についての具体的な説明が記される。説明では、その収入・支出の淵源から経緯が述べられて

いる場合が多く、中には寛文期までさかのぼる記述もみられる。

本史料と比較して考えるべき既知の史料として、やはり大野瑞男により紹介された、大阪市史編纂室史料「元禄十六末宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」がある。もと幸田成友（慶應大・東京商科大、大阪市史編纂主任）が収集したもので、「大坂御金奉行が大坂御金蔵への金銀納入の都度発行する納札の控や毎月作成する御金納帳、それに各項目ごとに作られたと思われる勘定目録などを集計して勘定仕上げをして記録したものと推測される」「勘定所の総会計収支決算簿である御払方御勘定帳（もしくは金銀納払御勘定帳）の基礎の数字になつたことは間違ひなかろう」（大野前掲著、二二九頁）という。原表題からも明らかなように、大坂御金蔵の収入について詳細に記した史料であり、支出については総計のみ記載されている（前掲『江戸幕府財政史料集成』上、解題、三八五頁）。今回紹介する史料は、表題・体裁とともにこの史料と非常によく似ているが、原表題から明らかなように払の部についても詳細な記述があり（次号以降に掲載予定）、支出についても具体的な内容を知ることができる。また、収録年が二年分ではなく一年分であり、江戸における監査の完了と返却の旨を記した第二の奥書は、大野が紹介した史料ではない。元禄期には収支別で二年に一冊ずつ作成されていた

ものが、収支まとめて一年一冊へと変化したものか、あるいは常時この両者が作成されていたものかは明らかでないが、少なくとも納の部についての記載内容の性格はほぼ同一であるとみられ、両者の比較から幕府財政の変化を知ることができるであろう。

本史料に登場する地域は、畿内はもとより広く九州までの幕領・預所に及んでおり、また時期も前述のように天保期にとどまらず、一七世紀までさかのぼる情報を含んでいる。幕府の財政構造や経済政策、西国支配についてのみならず、近世社会・経済の状況全般に関しても、きわめて有用な史料であると考えられよう。

(村 和明)

- (1) 大野瑞男『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、一九九六)「序説」、飯島千秋『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、二〇〇四)「序章」。
- (2) 大野瑞男『江戸幕府財政史料集成』上下、吉川弘文館、二〇〇八。
- (3) 大坂御金蔵は、簡単にいえば幕領における銀建年貢諸国の物成銀の大部分、諸向納金銀の収納を行う機関で、近世中後期にも江戸の御金蔵と並ぶ重要な地位を占めたとされる(大野前掲著、二五五頁)、飯島前掲

著、四六四頁)。これらの理解は、主に元禄期の大坂御金蔵の収入に関する史料(後述)や、天保期の代官所・預所収支の書抜に依拠したものであり、今後、本史料に記される天保期の収入、および支出項目を括的に検討することにより、新たな側面がみてくる可能性もあるう。

- (4) 三井文庫では、一次史料や貴重な版本であっても、三井関係者の作成でないものなど、一部は参考図書として配架・公開している。そのうち明治三三(一九〇〇)年以前に作成されたものの大部分については、かつて本誌に目録を掲載した(「三井文庫所蔵参考図書目録抄」(一)・(二)、「三井文庫論叢」二五・二二六号、一九九一・一九九二)。

- (5) 三井文庫では参考図書の分類区分D九二三を幕府財政にあてているが、原史料とみられるものとして、他に「大坂御金蔵金銀拝借帳」(享和三亥年分、D九二二一四一。体裁は本史料に非常によく似る)、「竹垣大和守諸勘定目録」(慶応二・三年、D九二三一―二九)、和守諸勘定目録」(慶応二・三年、D九二三一―二九)、などがある。また孤本とみられる写本として、「金銀請払御勘定帳」(弘化二年、河州東山御役所、D九二二一五)などがある。前掲「三井文庫所蔵参考図書目録抄」(一)、二二三頁以下を参照されたい。

(6) 大坂勤番中の番衆から二名が選ばれ、仮役をつとめる制であった（飯島前掲著、二五三頁）。就任者は

『柳宮補任』などでは知ることができないが、三井文

庫が所蔵する史料では、幕府勘定所の御為替御用を担つた三井両替店の記録、特に大坂御金蔵とのやりとりを記す帳簿（「御納札控帳」など）に頻繁に登場する。

(7) 大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の体系——幕府財

政史料の類型論序説（その一）」『史料館研究紀要』

六、一九七三）・前掲『江戸幕府財政史論』二〇頁。

三井文庫蔵の「御勘定所出役諸帳面寸法其外心得留」

(D九二三一一二八) に依拠している。

(8) 他に、代官所が御金蔵とやりとりした収支に関する監査もなされ、御金蔵御勘定帳が作成されたが（代官所作成の史料であり、本史料とは性格が異なる）、こちらの処理はやや簡略であったという。

(9) 大坂御金蔵の内部には、城代・定番・両町奉行が鍵を持つ内仕切りがあり、その内側に除金が収納されていたという（飯島前掲著、四六五頁）。

(10) 大野瑞男「元禄末期における幕府財政の一端——『大阪御金蔵金銀納方御勘定帳』の紹介を兼ねて」『史料館研究紀要』四、一九七一。後に解題は前掲『江戸幕府財政史論』に、史料翻刻は『江戸幕府財政史料集

成』上に収められた（一八頁）。

凡例

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の江、而是漢字のまま、小さくして用いた。らはよりに改めた。

一、読みやすくするため、適宜に句点・並列点を入れて示した。

一、翻刻および校正にあたったメンバーは下記の通りである（五十音順）。原稿の作成は下向井・村が行つた。本解題の執筆は、研究会での議論を踏まえて村が行つた。

荒木裕行、大橋毅顕、酒井一輔、佐藤雄介、
下向井紀彦、高槻泰郎、村和明、若山太良
(以上)

(表紙)

(水野忠邦)

(印)

天保四巳年分

大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳

矢部駿河守

大久保讚岐守

石渡彦太夫

幸田金一郎

水上右近
山木数馬

金四万五千三百拾壹両壹分

内 壱朱銀貳万三千三百九拾四両貳分

銀千四百九拾八貫四百五拾七匁

金千四拾両

但式朱判

御除有高

銀千貳百七拾五貫二百拾貳匁五分四厘三毛五弗

金貳拾壹両

但式朱判

外有高

銀八千三百六拾九貫四百四拾六匁八分六厘貳毛四弗

(一才)

天保四巳年分

大坂御金蔵納払御勘定帳

金四万六千三百七拾貳両壹分

一 内 式朱判九千百六拾兩壹分
壹朱銀貳万三千三百九拾四両貳分已正月朔日
御金蔵惣有高

(二才)

天保四巳年分

大坂御金蔵納払御勘定帳

金四万六千三百七拾貳両壹分

一 内 式朱判九千百六拾兩壹分
壹朱銀貳万三千三百九拾四両貳分已正月朔日
御金蔵惣有高銀壹万千百四拾三貫貳百拾六匁
四分五毛九弗

内

(一ウ)

定式御遣方有高

銀千四百九拾八貫四百五拾七匁

金千四拾両

但式朱判

金貳拾壹両

御除有高

銀千貳百七拾五貫二百拾貳匁五分四厘三毛五弗

金貳拾壹両

但式朱判

外有高

銀八千三百六拾九貫四百四拾六匁八分六厘貳毛四弗

(三才)

一 唐金貳貫三百八拾六匁六分
御金蔵有高已正月朔日
御金蔵有高

一唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

己正月朔日

(三才)

金四千五百両

己正月朔日

內式朱判千五百兩

石原清左衛門

一
灰吹銀弐百弐拾六貫目

御金藏有高

銀三拾貳圓七百七拾六枚

内

金五百両

一
四百八
百八
百八

小堀主税

定式御年貢金銀之類

(一)
ウ

已年納

定武行錄

內小玉銀六拾貫八百八拾壹匁五分

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨国、去々辰年御物成銀

地方組

一銀百四拾三貫貳百九拾三匁

同人

金千五百兩
武朱判五百兩
此銀百式拾

但壹兩二付銀六拾三匁四

但壹兩三付銀六拾三匁三
分三厘替

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨国、去々辰年地方組小物成、酒造冥加銀、大坂御藏詰敷筵代、木津郷御立敷冥加銀、御林雪折立枯木御払代、
口米、口銀

是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江國、
去々辰年御物成銀

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨国、去々辰年地方組小物成、酒造冥加銀、大坂御藏詰敷筵代、木津郷御立敷冥加銀、御林雪折立枯木御払代、
口米、口銀

是は御代官所大和・河内・攝津・和泉・播磨・近江国
去々辰年御物成銀

(三ウ)

地方組

金弐千六百両

内 弐朱判千五百両

一 此銀百六拾四貫八百五匁

銀三拾六貫四百六拾五匁

内 小玉銀三貫六百四拾六匁五分

内

金五百両

此銀三拾壹貫七百拾五匁

但壹兩ニ付銀六拾三匁四

分三厘替

弐朱判千両

此銀六拾三貫三百五拾目

但壹兩ニ付銀六拾三匁三

分五厘替

金六百両

弐朱判五百両

此銀六拾九貫七百四拾目

但壹兩ニ付銀六拾三匁四

分替

(四ウ)

地方組

是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江国、
去々辰年地方組小物成、高掛物、口米石代并近江国大津

宿諸運上・諸冥加銀

(四オ)

一銀四百拾六貫弐百九拾壹匁

内 小玉銀四拾壹貫六百弐拾九匁壹分

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々、去々辰年御物成

銀

辻富次郎

地方組

一銀百七拾七貫八百九拾六匁

内 小玉銀拾七貫七百八拾九匁六分

是は御代官所摂津・河内・播磨国村々、去々辰年地方組

小物成、高掛物、諸運上銀

同人

一銀百貫六百九匁

同人

内 小玉銀拾貫六拾目九分

是は当分御預所摂津国村々、去々辰年御物成銀

(四ウ)

地方組

一銀拾八貫六百九拾七匁

辻富次郎

内 小玉銀壹貫八百六拾九匁七分

是は当分御預所摂津国村々、去々辰年地方組小物成、高

掛物、諸運上銀

是は御代官所備中・美作国村々、去々辰年地方組小物成

銀

一銀四拾五貫拾壹匁

同人

内小玉銀四貫五百壹匁壹分

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去々辰年御物成本途

銀

地方組

一銀四拾壹貫壹匁

同人

内小玉銀四貫百目壹分

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去々辰年地方組小物成

銀

(六ウ)

一銀四貫百四拾三匁

西村貞太郎

内小玉銀四百拾四匁三分

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成本途銀

地方組

一銀七拾武貫九拾武匁

内小玉銀七貫武百九匁武分

同人

内小玉銀七貫武百九匁武分

是は御代官所山城・河内国、去々辰年御物成本途銀

一銀七貫七百八拾四匁五分

角倉帶刀

内小玉銀七百七拾八匁五分

是は支配所山城国賀茂川縁村々、去々辰年御物成銀

一銀七拾九貫百武拾五匁

内小玉銀七貫九百拾武匁五分

上林六郎

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年地方組小物成

銀

一銀百四貫四百六拾八匁

同人

内小玉銀拾貫四百四拾六匁八分

是は当分御預所播磨・美作国村々、去々辰年御物成本途

銀

(七才)

地方組

一銀拾六貫五百八拾目

同人

内小玉銀壹貫六百五拾八匁

是は当分御預所播磨・美作国村々、去々辰年地方組小物成

銀

(六ウ)

一銀四貫百四拾三匁

西村貞太郎

内小玉銀四百拾四匁三分

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成本途銀

地方組

一銀七拾武貫九拾武匁

内小玉銀七貫武百九匁武分

同人

内小玉銀七貫武百九匁武分

是は御代官所山城・河内国、去々辰年御物成本途銀

(六ウ)

一銀四貫百四拾三匁

西村貞太郎

内小玉銀四百拾四匁三分

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成本途銀

地方組

一銀七拾武貫九拾武匁

内小玉銀七貫武百九匁武分

同人

内小玉銀七貫武百九匁武分

是は御代官所山城・河内国、去々辰年御物成本途銀

(七ウ)

一銀武拾五貫百四拾六匁
内小玉銀武貫五百拾四匁六分

上林六郎

地方組

一銀百七拾六貫九百四拾五匁武分

内小玉銀拾七貫六百九拾四匁六分

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去々辰年地方

組小物成銀

同人

一銀三拾四貫四百七匁

木村惣左衛門

一銀武百武拾七貫九百四拾目
内小玉銀三貫四百四拾目七分

同人

是は御代官所河内国村々、去々辰年諸運上、小物成銀

是は当分御預所日向国、去々辰年御物成銀

地方組

一銀六貫六百八拾目

同人

内小玉銀六百六拾八匁

(八ウ)

塩谷大四郎

一銀三拾三貫武百六拾目

内小玉銀三貫三百武拾六匁

根本善左衛門

是は御代官所河内国村々、去々辰年地方組小物成、高掛
物、諸運上冥加銀、口米石代、口銀等上納

是は当分御預所日向国、去々辰年地方組小物成銀

(八オ)

一銀五百五拾武貫六百五拾目

塩谷大四郎

内小玉銀五拾五貫武百六拾五匁

根本善左衛門

成銀

一銀九百拾七貫八百八拾六匁

同人

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去々辰年御物
寛政四子より丑迄五拾ヶ年賦之内去々辰年分

是は御代官所備後国三ヶ村、宝暦十一巳年御年貢取立残、
寛政四子より丑迄五拾ヶ年賦之内去々辰年分

内小玉銀九拾壹貫七百八拾八匁六分

内小玉銀三拾貳貫貳百壹匁五分

是は御代官所石見・備後国村々、去々辰年御物成銀

是は御代官所肥前・肥後国村々、去々辰年御物成銀

(九才)

地方組

一銀百五拾壹貫八拾七匁

同人

内小玉銀拾五貫百八匁七分

是は御代官所石見・備後国村々、去々辰年地方組小物成、
諸運上、高掛銀

内小玉銀拾五貫百八匁七分

是は御代官所石見・備後国村々、去々辰年地方組小物成、
諸運上、高掛銀

一銀貳百三拾四貫五百五拾五匁

同人

内小玉銀貳拾三貫四百五拾五匁五分

是は当分御預所石見・備後国村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀三拾五貫百貳拾九匁

同人

内小玉銀三貫五百拾貳匁九分

是は当分御預所石見・備後国村々、去々辰年地方組小物

諸運上、高掛銀

(九ウ)

一銀三百貳拾貳貫拾五匁

高木作右衛門

一銀三百三貫五百貳拾壹匁

内小玉銀三拾貫三百五拾貳匁壹分

永井飛驒守

(一〇才)

地方組

一銀七拾貳貫八百九拾四匁

同人

内小玉銀七貫貳百八拾九匁四分

是は御代官所肥前・肥後国村々、去々辰年地方組小物成、
高掛物、御払木代、其外共上納

一銀百三拾貳貫六百壹匁

同人

内小玉銀拾三貫貳百六拾壹匁分

是は当分御預所肥後国村々、去々辰年御物成銀

一銀式拾壹貫百六拾壹匁

同人

内小玉銀式貫百六拾壹匁

是は当分御預所肥後国村々、去々辰年地方組小物成、
諸運上、高掛銀

地方組

一銀式拾壹貫百六拾壹匁

同人

内小玉銀式貫百六拾壹匁

是は当分御預所肥後国村々、去々辰年地方組小物成、
諸運上、高掛銀

是は御預所攝津・河内国、去々辰年御物成銀

銀壱貫三百拾壱匁四分九厘
内小玉銀百三拾壱匁弐分

地方組

一銀三拾貫七百五拾四匁

同人

内小玉銀三貫七拾五匁四分

是は御預所攝津・河内国、去々辰年地方組御物成銀

地方組

（一一才）
金四百八拾兩

但武朱判

（一〇ウ）
一此銀三拾貫三百九拾壱匁六分

一銀八拾三貫四百五拾八匁三厘弐毛

松平出羽守

銀六百九拾九匁九分三毛

内小玉銀七拾日毫分

是は御預所隱岐国、去々辰年御物成代銀

内

武朱判弐百両

但壱両二付銀六拾三匁
三分壱厘替

（一〇エ）
一銀拾七貫七百七拾六匁九分八厘六毛
内小玉銀百目

是は御預所隱岐国、去々辰年地方組小物成、其外諸上納

銀

（一〇オ）
一此銀拾弐貫六百六拾弐匁
但壱両二付銀六拾三匁
三分壱厘替

但壱両二付銀六拾三匁
三分壱厘替

是は御預所伊予・讃岐国、地方組小物成并御藏前入用品々
諸石代銀、去々辰年分

金千両

地方組

（一〇カ）
一此銀拾弐貫六百六拾弐匁
但壱両二付銀六拾三匁
三分壱厘替

一銀三百四拾四貫弐百弐拾四匁七分九厘

脇坂中務大輔

此銀六拾三貫三百弐拾目
二匁三分式厘替

松平隱岐守

但武朱判

内小玉銀三拾四貫四百武拾式匁五分

納

是は御預所播磨・美作・備中国、去々辰年御物成銀

(一一ウ)

地方組

一銀六拾三貫三百四拾六匁五分五厘式毛

脇坂中務大輔

内小玉銀六貫三百三拾四匁八分

是は御預所播磨・美作・備中国、去々辰年分地方組山役、

鉄砲役、大工役、葭小物成、問屋運上、六尺給、御藏前

入用、付洲年貢、酒造・小船・新開場冥加銀并糠藁代、

藍瓶役、温泉年貢、御林下刈役、林山役、御林木御払代
銀、其外諸運上、諸冥加銀共

内小玉銀三拾四貫四百武拾式匁五分

(一二オ)

内小玉銀六貫九百七拾六匁四分

松平主殿頭

是は御預所豊後国、去々辰年御物成銀

地方組

一銀拾九貫式百七拾六匁

内小玉銀壹貫九百武拾七匁六分

同人

是は御預所豊後国、去々辰年地方組小物成、諸運上銀

一銀百武拾九貫七百四匁壹分壹厘式毛

立花万寿丸

内小玉銀拾式貫九百七拾目五分

是は御預所筑後国、去々辰年御物成銀

松平三河守

岡部美濃守

一銀拾九貫百五拾三匁

内小玉銀壹貫九百拾五匁三分

是は御預所和泉国、去々辰年右同断

同人

岡部美濃守

一銀三拾三貫六百目

内小玉銀三貫三百六拾目

是は御預所備中國、去々辰年地方組小物成、諸運上、六

尺給米、石代銀、御藏前入用、大坂御廻米納筵代銀等上

地方組

(一二ウ)

一銀拾三貫四百九拾弐匁

内小玉銀壹貫三百四拾九匁弐分

岡部美濃守

地方組

一銀五百三拾壹匁

内小玉銀五拾三匁壹分

小笠原佐渡守

是は御預所和泉国、去々辰年地方組小物成、高掛物、石
代銀

是は御預所肥前国、去々辰年地方組小物成、其外諸上納

銀

一銀四拾九貫三百六拾目九分八厘壹毛

本庄伊勢守

金八千五百八拾兩

内式朱判四千四百八拾兩

銀六千九百拾六貫五拾六匁八分四厘六毛

地方組

一銀式貫九百式拾九匁八分四厘

同人

定式石代金銀

是は御預所山城国伏見廻、去々辰年地方組小物成、諸運

（一三ウ）

内小玉銀壹貫五百五拾目

毛利伊勢守

（一三オ）
地方組

一銀式貫八百拾七匁七分

毛利伊勢守

内小玉銀貳百八拾壹匁八分

是は御預所豊後国、去々辰年地方組小物成并口米石代、
諸運上銀

銀四貫四拾壹匁四分壹厘壹毛

松平隱岐守

地方組

金七千百式拾兩

但式朱判

此銀四百五拾貫九百五拾五匁六分

小笠原佐渡守

内小玉銀四百四匁式分

内

一 但武朱判

銀三匁五分式厘三毛

此永五拾五文六分三厘九毛

但壹兩ニ付銀六拾三匁三分

壹厘替

松平隱岐守

(一四才)

武朱判千五百七拾兩

此銀九拾九貫五百八拾五匁壹分

但壹兩ニ付銀六拾
三匁四分三厘替

是は御預所伊予国別子・立川両銅山、去々辰年山運上金
百両之内より、御手当銀六拾九貫目之内江引落相成候ニ
付、残金上納

武朱判五千五百五拾兩

但壹兩ニ付銀六拾
三匁三分壹厘替

一銀三百五拾壹貫三百七拾目五分
地方組

一銀四百九匁七厘五毛

同人

是は御預所伊予国別子・立川両銅山師、去ル卯年地方組
買請米代銀

加、諸上納銀

金七千百武拾兩

但武朱判

銀拾九貫五百四拾壹匁四分壹厘壹毛

一金百七拾兩

久世伊勢守

矢部駿河守

(一四ウ)

定式諸運上諸冥加金銀

金九拾三両壹分

一金九千九百五拾兩

久世伊勢守
戸塚備前守

是は山城国淀川過書船運上銀、去巳年分

を以大坂御金蔵江相納候為替銀

(一七才)

一銀壱貫四百式拾四匁八分九厘三毛

木村惣左衛門

是は山城国北山之内鹿ヶ谷・大原・梅ヶ畠御入木山黒木
運上銀、去々辰年分

(一金三分)

一銀式拾三貫式拾六匁壱分壱厘九毛

同組

是は京都町奉行所江文政十一子年取立置候諸冥加、諸運
上、年貢地代金銀并陸荷口役、床役銀、八十日限を以右
同断為替銀

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

西山繁兵衛

(一七八)

一金百五拾八兩壱分

同組

一銀七拾式貫八百七拾七匁式分七厘八毛

是は難波御蔵入堀兩流垂江建家并煮壳株十・茶屋株十・
髮結床三ツ・焚湯株壱ツ御免為冥加、御蔵納拏人足之内、
壱ヶ年六百五拾人宛賃銀ニ而差出候ニ付、去巳年分

日限を以右同断

(一七八)

一銀六拾式貫式百目

大坂惣年寄

是は大坂堀江上荷船五百艘之運上銀、去巳年分

(一八九)

一金壹万式千三百七兩壱分
内式朱判壹万八百式拾三兩壱分

銀四百拾四貫三百二拾六匁四分四厘三毛四弗

一銀拾九貫百四拾壱匁六分四厘四毛
是は京都町奉行所江明和八卯年より追々新規申付候所々
冥加銀并年貢米代銀、文政十一子年取立候分、八十日限

(一八九)

三井三人組
定式御拏物代

<p>一銀拾七貫八百式拾七匁</p> <p>是は丹波国保津川筏式拾分一運上材木払代銀、去々辰八月より去已四月迄之分</p>	<p>松平紀伊守</p> <p>是は去々辰年</p>
<p>一銀拾五匁三分</p> <p>是は御預所隱岐国、去々辰年御林下草御払代銀</p>	<p>松平出羽守</p> <p>御所々御構内外般舟院御修復ニ付、古木其外品々御払代銀</p>
<p>(一九〇)</p> <p>一銀百六拾九匁五分</p> <p>是は御預所隱岐国、御船觀音丸之古御船橋・船艤共御払代銀</p>	<p>同人</p> <p>是は去々辰年地方組二条御城御修復御入用残竹、大川筋樋古木御払代銀</p>
<p>一銀五拾五匁八分四厘</p> <p>是は御預所隱岐国越智郡那久村ニ罷在候流人壱人居小屋并家財欠所被仰付、居小屋ニ有之候博奕場錢御払代銀</p>	<p>同人</p> <p>是は去々辰年頭御祝儀・暑寒為伺御機嫌、御由緒之宮方・堂上方・門跡方より上り候御馬代銀并品々御払代銀、且勸修寺宮江御下行米被遣候付、右宮より上り候御馬代銀并品々御払代銀共</p>
<p>(一九一)</p> <p>一銀百七拾九匁八分五厘武毛</p> <p>是は御預所美作国去々辰年分、無宿常右衛門所持之雜物御払代銀</p>	<p>同人</p> <p>是は河内国石川郡中野村百姓兩人之者共田畠・家屋敷・家財欠所御払代銀</p>
<p>(一九二)</p> <p>一銀百七拾九匁八分五厘武毛</p>	
<p>小堀主税</p>	

(二〇ウ)	石原清左衛門	一銀式拾七匁九分八厘 是は御代官所丹後国村々、去已御年貢米之内大坂御蔵納 筵代銀	同人
地方組 所物御払代銀	一銀拾匁五分 是は御代官所丹後国村々、去々辰右同断 和田主馬		
地方組 一銀四貫百拾四匁七分七厘	辻富次郎	一銀九匁三分八厘 是は当分御預所丹後・美作国村々、右同断 同人	
地方組 御林立枯并欠所物・過料錢御払代銀	古橋新左衛門		
地方組 一銀七拾武匁八分壹厘	同人	一銀百式拾目壹分六厘 是は御代官所備中国式ヶ村、去々辰年御林木并過料錢御 払代銀	
地方組 一銀式百八拾武匁七分八厘	大原吉左衛門	古橋新左衛門	
地方組 御払代銀	大坂御廻米納筵代銀		
(二一オ)	一銀三匁五分五厘 是は当分御預所讚岐国村々、右同断 同人		

一銀八匁四分六厘

根本善左衛門

(二二ウ)

是は御代官所石見国村々、去々辰御年貢大坂御廻米納筵
代銀

一銀拾四貫四百七拾弐匁九分三厘三毛
内小玉銀壹貫四百四拾七匁三分

三井三人組

一銀五分四厘

同人

是は当分御預所石見国村々、右同断

是は京都町奉行所江取立候去々辰年正月より十二月迄京
廻り御土居藪竹笹枝筆皮板柴等御払代銀并藪地年貢米代
銀、八十日限を以大坂御金蔵江相納候為替銀

(二二オ)

一銀六百三拾五匁壹分

山岡仁右衛門
森左十郎

金四拾両
一銀四貫五百九拾壹匁五分四厘三毛八弗
同組

銀三百五拾四匁八分弐厘六弗

此錢三拾七貫七百四十五文 但壹貫文ニ付九匁四分替

是は大坂御城内外諸向、川崎方御修復所并西大御番衆小
屋之内井戸、長興寺村御焰硝藏五棟、其外所々御修復所
古物品々御払代銀

松平伊豆守家来
大久保出雲守
遠藤但馬守
戸塚備前守
矢部駿河守
同組

(二二オ)

一銀拾六貫六百五匁五分七厘九毛

組与力
大久保出雲守
遠藤但馬守
戸塚備前守
矢部駿河守
同組

一銀九百三拾五匁三分五厘

是は二条御藏詰米・大豆、去々辰年分敷筵代銀、八十日
限を以右同断為替銀

是は大坂御城詰文政十三寅年古御味噌并去巳年御味噌御
煮込大豆煮汁、明俵、古荷升御払代銀

金四拾両

銀六拾四貫九百七拾壹匁五分四厘五毛四弗

跡散糲御扱代銀

(二三ウ)

定式御扱米代銀

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

一銀三貫七百八拾七匁九分六厘
米大豆九拾石五斗九升五合

粉三百五拾四貫目

鳥田三郎右衛門
比留間兵三郎
野田市左衛門
須田平次郎

一銀三拾五貫九匁式分式厘

此糲千四百四拾九石

須田平次郎

野田市左衛門

一銀三拾八貫七百九拾七匁壹分八厘

是は大坂御蔵唐箕繰式番箕先粉・散米・散大豆御扱代銀

中畠宇右衛門

一銀三拾八貫七百九拾七匁壹分八厘

此訛

定式品々納

拾六貫三百七拾四匁七分式厘

但散糲壹石三付式拾三匁

六分八厘宛

一銀七拾五匁三分五厘

石渡彦太夫
幸田金一郎

川崎六郎左衛門
石丸市左衛門

此糲六百九拾壹石五斗
拾八貫六百三拾四匁五分

但散糲壹石三付式拾四匁

此糲七百五拾七石五斗
六分宛

是は大坂御金方御役所小買物代銀之内、去々辰年減銀之

分上納

(二四オ)

是は大坂御蔵御用糲之内、去ル寅年江戸御廻糲相成候出

石渡彦太夫

一銀式百拾九匁四分

幸田金一郎
久保留三郎

駒井内記

一銀百六拾七匁三分五厘

是は御預所美作・備中国、去々辰年分過料錢代銀

脇坂中務大輔

是は大坂御金藏去已年中払方掛出自目銀

松平隱岐守

(二五才)

一銀四貫六百三拾式匁五分

戸塚備前守
矢部駿河守
組与力

一銀壹貫式百六匁四分八厘

梶野土佐守

是は大坂両町奉行所江去已年取立候所々通船・漁船・土積越舟床銀

地方組

一銀式貫式百壹匁

同人組与力

一銀七貫拾五匁七分壹厘八毛

本庄伊勢守

是は大坂両町奉行所江去已年取立候所々地子銀

加納遠江守

一銀三拾七貫五百六拾七匁八厘八毛

同人組与力

一銀三匁四分五厘

加納遠江守

是は大坂両町奉行所江去已年取立候所々地子銀

是は御預所山城国伏見廻并葭嶋新田、去々辰年地方組高役掛り銀、取立物、地子代銀、其外品々御払物代銀

(二五ウ)

一銀式拾六貫七百式拾六匁式分五厘四毛

戸塚備前守
矢部駿河守
組与力

是は去々辰年伏見御役所諸御入用御定高銀六貫目、同年春相渡置候処、右遣払五貫九百九拾六匁五分五厘ニ而相済候ニ付、残銀上納

(二六ウ)

一銀八貫九百九拾四匁八分壹厘八毛

矢部駿河守

是は大坂両町奉行所江去已年取立候所々地代銀

(二六才)

一銀式拾六匁四分八厘

梶野土佐守

是は御預所伊予国、去々辰年過料錢代銀

松平隱岐守

是は去々辰年堺御役所江年々取立候堺浦船石錢銀其外品々、

都合銀高式拾式貫三百九拾三匁三分七厘八毛有之候処、

同年堺御役所御入用相払候殘銀

一銀八百四拾八匁八分八厘七毛

跡部山城守

是は堺御役所江取立候所々地代銀、年々上納之積、去巳

年分

一銀九貫五百式拾六匁五分九厘五毛

同人

是は堺御役所江取立候所々地子銀、年々上納之積、去巳

年分

(二七〇)

一銀三拾貫目

矢嶋藤藏
辻富次郎

是は大貫次右衛門・池田仙九郎御代官所出羽国、大坂御

廻米御蔵納之節、欠減相立、納不足買納代銀之内御取替銀、去々辰十二月相渡候分、返納

定組之積上納

一銀式拾五貫七百八拾六匁九分四厘

矢嶋藤藏
辻富次郎

是は御代官所摂津国西成郡瓦土取場、去々辰年分地代銀之内、御年貢其外諸入用引之残銀

(二八〇)

一銀八拾六匁四分

同人

一銀五百三拾三貫三拾四匁式分七厘

内小玉銀五拾三貫三百三匁五分

是は御代官所摂津国灘筋村々、酒造増石、去巳年分

(二七ウ)

一銀八拾九貫五百八拾八匁

内小玉銀八貫九百五拾八匁八分

辻富次郎

是は当分御預所摂津国灘筋村々、酒造増石、去巳年分

一銀百式拾目

是は御代官所備中国壹ヶ村、去々辰年新開場地代銀

古橋新左衛門

地方組

一銀九拾貫六百五拾式匁壹分四厘

西村貞太郎

内小玉銀九貫六拾五匁三分

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成并銀・銅山諸運上銀之内、灰吹銀引替置銀残、去巳年地方御勘

定組之積上納

是は就御用御買上大判金上納

一大判金式枚

三井三人組
為替拾人組

銀千式百壱貫四百二拾八匁六分九厘三毛

大判金式枚
内式朱判六百五拾兩式分

是は大坂堀江南北幸町・富嶠町・古川町地代金銀、去巳年分

相納置、追而長崎年寄共連印之証文と引替之筈、仮納

金六百五拾兩式分
一但式朱判
銀拾四匁五分三毛

大坂惣年寄

是は去ル卯年長崎上納金壱万五千兩之内江

(二八ウ)

一銀式百九拾五匁
是は御代官所肥前国村々、去々辰年地方組御伝馬宿入用
米代銀

地方組

高木作右衛門

一銀式百貫目

若杉寿七郎
為川半十郎
岡本八左衛門

野村八郎
為川住之助
山口三右衛門
森長之丞

一銀百三拾式貫六百五拾目三分三厘
是は御代官所石見国、去々辰年銀山方置銀之内、灰吹銀
引替渡残銀并右残銀ニ掛り候判貲銀

根本善左衛門

(二九オ)

銅座役人

是は御代官所但馬国尾崎村・美作国是宗村外壱ヶ村より
去々辰年取立候過料錢代銀
一金壱万兩

是は從江戸表為御差登二付、上納

三井三人組

(三〇才)

灰吹銀

野村八郎
為川住之助

一灰吹銀四百貫目

西村貞太郎

是は御代官所但馬・美作国村々、天保三辰年御物成并銀・
銅山諸運上銀之内灰吹銀、銀座改之上、上納是は長崎瀬崎御藏米代銀、去ル寅年中取立候内四百貫目、
去ル卯六月相納候残之内江相納置、追而高木作右衛門納
証文と引替之筈、仮納

一灰吹銀七拾貫七百目

根本善左衛門

是は御代官所石見国銀山、去々辰年諸運上・御物成代灰

吹銀、右同断

(三一才)

別口拝借返納金銀

ノ灰吹銀四百七拾貫七百目

御物御茶師

一金四両

七人

(三〇ウ)

唐金

銅座役人

内藤忠次兵衛

年分

是は寛文九西年、先祖御物御茶師八人江金弐千百両拝借
被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残金八百九拾五両弐
分不納相成候ニ付、右不納之分、宝曆十三未年より壹ヶ

年金四両宛返納、但端金之儀は皆済之年返納之積、去已

御通御茶師

式拾武人

一金五両

一足赤金六貫八百拾三匁五分

岡本八左衛門

是は寛文九西年、御通御茶師三拾三人江金千六百両拝借

為川半十郎

森長之丞
森清五郎

内藤忠次兵衛

御通御茶師

式拾武人

被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残金四百五拾六両壱分、銀四匁三分壱厘不納相成候ニ付、右不納之分、宝曆十三未年より壱ヶ年金五両宛返納、但端金銀之儀は皆済之年返納之積、去已年分

八拾目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三未年より壱ヶ年銀貳百目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去已年分

(三一ウ)

一金壱両

上林味ト

是は寛文九西年金五百両味ト先祖江拝借被仰付候内、段々返納残金貳百五拾六両不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三未年より壱ヶ年金壱両宛返納之積、去已年分

一銀六百目

御通御茶師
式拾九人

是は延宝三卯年御通御茶師四拾四人江銀百五拾貫目拝借被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残銀九拾三貫九百貳拾目四分七厘五毛不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三未年より壱ヶ年銀六百目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去已年分

一銀三拾目

同人

是は延宝三卯年銀貳拾貫目味ト先祖江拝借被仰付候内、段々返納残銀拾九貫目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三未年より壱ヶ年銀三拾目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去已年分

(三二オ)

一金貳百目

上林又兵衛

是は延宝八申年金貳千両先祖竹庵江拝借被仰付候処、不納相成候ニ付、宝曆十三未年より壱ヶ年金貳両宛返納、但同年より明和二酉迄三ヶ年は返納、同三戌より同五子迄三ヶ年は年延相成、同六丑年分より割合之通返納、去

已年分

一銀貳百目

御物御茶師
七人一金三分
銀六拾目

同人

是は延宝三卯年先祖御物御茶師八人江銀百五拾貫目拝借被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残銀百貳拾四貫六百

是は延宝八申年金四百五拾五両・銀四拾五貫五百目先祖
竹庵江拝借被仰付候内、返納残金四百五両・銀四拾五貫
五百目不納相成候ニ付、右不納之分宝暦十三未年より壱
ヶ年金三分・銀六拾目宛返納、但同年より明和二酉迄三
ヶ年は返納、同三戌より同五子迄三ヶ年は年延相成、同
六丑年分より割合之通返納、去巳年分

一銀五貫七百式拾壱匁壱分六厘八毛

小堀主税

是は御代官所山城・丹波国村々水難ニ付、夫食代拝借、
文政十二丑年新入手形高銀式拾八貫六百五匁八分三厘九
毛、寅より午迄五ヶ年賦、壱ヶ年銀五貫七百式拾壱匁壱
分六厘八毛宛、未年は五貫七百式拾壱匁壱分六厘七毛返
納之積、去々辰年分

(三三〇)

一金七両

鳥田三郎右衛門

一金七両

但式朱判

森左十郎

是は文政八酉年五月迄大坂御藏奉行仮役相勤罷在候処、
定役被仰付、家内之者大坂江引越候ニ付、金七拾両拝借、
去ル戌より未迄拾ヶ年賦、壱ヶ年金七両宛返納之積、去
巳年分

是は去々辰年二月迄大坂御破損奉行仮役相勤罷在候処、
定役被仰付、家内之者大坂江引越候ニ付、金七拾両拝借、
去巳より寅迄拾ヶ年賦、壱ヶ年金七両宛返納之積、去巳
年分

(三四〇)

一銀式貫拾匁

本庄伊勢守

一金七両

但式朱判

鈴木吉兵衛

是は御預所山城國紀伊郡六ヶ村、文政八酉年水難ニ付、
為相続銀高式拾貫百目拝借被仰付、返納之儀は去ル亥よ
り来ル申迄拾ヶ年賦、壱ヶ年銀式貫拾匁宛返納之積、去々
辰年分

(三三一)

一金千両

但式朱判

松平伯耆守

是は大坂御城代被仰付候節、式朱判壱万両文政九戌年於江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル亥年より来ル申年迄拾ヶ年賦、壱ヶ年千両宛返納之積、去ル丑年分

(三四ウ)

一金千両

松平伯耆守

但式朱判

是は京都所司代被仰付候節、金壱万両文政十一子年於江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル丑年より来ル戌年迄拾ヶ年賦、壱ヶ年千両宛返納之積、去ル丑年分

一金五百両

但式朱判

同人

是は江戸居屋敷度々類焼ニ付、金五千両文政十二丑年於江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル寅年より来ル亥年迄拾ヶ年賦、壱ヶ年五百両宛返納之積、去ル寅年分

(三五才)

一金貳百両

三井三人組

一銀貳百四拾八匁三分

西村貞太郎

是は上方筋為通用安永八亥年より式朱判八千両宛京都町人嶋本三郎九郎江御貸渡有之、翌子年より年々冥加銀六百四拾枚宛相添返上納之積ニ候処、金元金貳ヶ年分壱万

(三五ウ)

一銀五百九拾五匁九分式厘

古橋新左衛門

是は御代官所備中國村々、相続拝借、文政九戌より子迄三ヶ年延、丑より戌迄拾ヶ年賦返納之積、但馬国生野銀山灰吹引替置銀残之内を以、銀四拾壱貫貳百目拝借被仰付候内、引請高銀五貫九百五拾九匁貳分之内、去々辰年分

是は御代官所美作国村々、右同断拝借被仰付候内、丑より卯迄三ヶ年分、銀六貫四百四拾四匁九分は鈴木半十郎

六千両、冥加銀六千四百枚上納相滞候ニ付、享和元酉年より壱ヶ年元金四百五拾両宛永年賦ニ而、酉より丑迄五ヶ年分は文化三寅年迄ニ上納、寅年分より以後は翌二月迄ニ致上納、元金皆済之上引続冥加銀滯高江壱ヶ年金四百五拾両宛上納之積被仰付、享和元酉年より去ル寅年迄三拾ヶ年分壱万三千両上納相済候処、難波ニ付減納相願、文政十二丑年より来ル巳迄拾七ヶ年賦、壱ヶ年金貳百両宛返納之積、冥加銀は元金皆済之翌年より金ニ而上納之積、去々辰年分、元金八十日限を以大坂御金蔵江相納候為替金

方ニ而返納相済、引請高銀拾五貫三拾八匁七厘之内、去々辰年分

(三六〇)

一銀壱貫三百七拾五匁七分八厘

同人

是は当分御預所美作国村々、右同断拝借被仰付候内、丑より卯迄三ヶ年分、銀四貫百武拾七匁三分四厘は右同人方ニ而返納相済、引請高銀九貫六百三拾目四分九厘之内、去々辰年分

金貳千七百三拾三両三分

内貳朱判貳千五百貳拾壹両

銀拾貳貫七百四拾壹匁壹分六厘八毛

(三六〇)

別口

一ツ橋殿御貸付元銀

一銀百三拾九匁三分五厘壹毛

古橋新左衛門

是は美作・備中國村々江一ツ橋殿御貸付元銀百九拾六貫

目之内、返納滯銀永年賦返納之内、去々辰年分元銀

り銀

(三七〇)

別口

一ツ橋殿御貸付利銀

同人

一銀八拾目七分七厘九毛

是は右同断元銀百九拾六貫目之利銀返納滯銀、右同断利

銀

(三七〇)

別口国役銀

一銀七拾五貫貳百拾壹匁六分九厘四毛

添田一郎次

是は五畿内大川通去ル卯年分国役掛り銀

大原吉左衛門

一銀九拾八貫六百八拾目貳分五厘八毛

小堀主税

是は大川通去ル卯年国役御入用摂津・河内・和泉国高掛

メ銀百七拾三貫八百九拾壹匁九分五厘弐毛

(三八〇)

別口品々納

一銀三百三拾八匁四分

矢部駿河守

是は大坂町人共之内江御用金御貸付被仰付、年七朱之内金を以諸家江貸付、右利足之内壹朱分銀納之積、去已年中貸付、右壹朱分取立上納

一銀百式拾九匁六分六厘壹毛

戸塚備前守
矢部駿河守組与力

是は闕所銀之内金千両分、六拾日替之積を以銀六拾貫目御金蔵江仮納相成有之候内、銀式貫目は兵庫・西宮勤番所急御入用為手当、壹ヶ所江銀壹貫目宛差遣置候處、兵庫・西宮町人共之内江壹ヶ年限御貸付之利銀、去已年百三拾目之内、入目銀・上納包紙代銀都合三分三厘九毛引之上納

(三九〇)

貸付銀并滯利銀共、去ル卯年より四拾七ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル卯・去々辰年分相納、元銀江結込、都合三百八拾貫三拾八匁式分六厘七毛四弗、去々辰九月より去巳九月迄毎月共十四ヶ月分利銀式拾六貫六百式匁六分七

矢部駿河守

戸塚備前守
組与力

厘八毛七弗可相納處、内銀拾五貫七百八拾八匁七分式毛
八弗、去巳年分不納相成残銀、并右利銀年々上納之處、
文政四巳并同九戌より去々辰迄七ヶ年利銀不納之内江取
立并百ヶ年賦返納相成候残銀三拾六貫三百五拾九匁四厘
三弗、去巳年壹朱分利銀共上納

(四〇才)
一銀五貫九百六拾三匁四分
是は京都町奉行所江取立候二条御藏筵代溜銀、去ル卯年
右同断、八十日限を以右同断

同組

一銀六貫九百五拾四匁五分
是は京都町奉行所江取立候加茂川縁御年貢代銀、去ル卯
年右同断、八十日限を以右同断

一銀五拾五貫七百八拾五匁九分九厘九毛
跡部山城守
是は堺御役所御貸付、去々辰年利銀并去ル子より卯迄四
ヶ年滯利納銀半通り銀高之内、堺糸詰御藏御入用、其外
品々代相払候残銀

（三九ウ）

一銀三拾五匁四分五厘

加納遠江守

是は伏見御役所銀貸付高式拾三貫目之利銀、去々辰年分

一金八拾弐両三分
銀六分三厘九毛

同組
此永拾文六分五厘　但壹両ニ付六拾目替

一銀三貫貳百目七分取立、右之内三貫百六拾五匁弐分五厘、
同年欠所銀払御入用不足之処江相加江残銀上納

（四〇ウ）

大原吉左衛門

是は京都町奉行所江取立候御殿番預二条御城内金、去ル
卯年右同断、八十日限を以右同断為替金銀

古木・古鉄物御払代銀

一銀八拾三匁

三井三人組

一銀式貫八百式拾四匁六分式厘

三井三人組

是は京都町奉行所江取立候近江屋忠蔵儀米買メいたし候

是は京都町奉行所江取立候兩御役所臨時為御用御手当銀、
去ル卯年御貸付之利足利倍共、八十日限を以大坂御金蔵
江相納候為替銀

徳用銀之内、所々江貸付置候ニ付、右借請人共より御役
所江上納申付、文政十一子年中取立候分、八十日限を以

大坂御金蔵江相納候為替銀

金百両

壹両二付

一此銀六貫三百四拾目 但 銀六拾三匁

四分替

銀九百三拾三匁

内小玉銀九拾三匁三分

石原清左衛門

金式兩式分
一銀四拾九匁

同組

同断

是は京都町奉行所江文政十一子年取立候先年欠落いたし
候者共貸付候残金四百五拾四両・銀拾八貫五百式拾九匁
九分七厘七毛之内江無年限毎年取立、八十日限を以右同
断為替金銀

（四一ウ）

地方組

金三百両

壹両二付
一此銀拾九貫式拾目 但 銀六拾三匁
四分替

石原清左衛門

金三百両

一銀五貫七百七拾七匁

内小玉銀五百七拾七匁七分

是は御代官所之内小堀周防上知之分、近江国去々辰年地
方組小物成、高掛物、口米石代、諸運上、諸冥加銀

（四一オ）

御除御年貢金銀之類

一銀三拾七貫式百七拾九匁

小堀主税

一銀拾三貫三百式拾式匁

内小玉銀壹貫三百三拾式匁式分

岡部美濃守

是は御預所和泉州小堀周防上知之分、去々辰年御物成銀

是は御代官所大和国小堀周防上知、去々辰年御物成銀

内小玉銀三貫七百式拾七匁九分

（四二オ）
地方組

一銀五百七拾弐匁

内小玉銀五拾七匁弐分

同人

込、都合高之内播磨国小神村外式ヶ村江貸付銀、去ル申
年より無利足

是は御預所和泉国小堀周防上知之分、去々辰年地方組小

物成、高掛物、石代銀

金四百両

銀五拾七貫八百八拾三匁

(四二ウ)

御除品々納

一銀式拾五貫式拾目三分五厘三毛四弗

戸塚備前守
矢部駿河守

是は上田三郎左衛門外八人より宗対馬守借入滞銀千四百

七貫五百目之分、寛政元酉年より金九百両宛大坂表御貸付、拾三ヶ年賦利銀之内より年々相渡來候処、拾三ヶ年

賦は享和元酉年ニ而皆納ニ相成候付、右為御下ヶ金寛政八辰・同十二申・享和元酉年拾三ヶ年賦割合、元銀三ヶ

年分都合高之内、大坂町人尼崎又右衛門江貸付銀無利足百ヶ年賦被仰付候分、午より卯迄拾ヶ年分元銀江結込、都合高之内河内国吉田新家村江貸付銀并滯利銀共百ヶ年賦、去ル卯年より去々辰年迄拾四ヶ年分相納、元銀江結

(四三オ)

四拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、右之内去ル申より去々辰迄九ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内松平右京亮大坂藏屋敷詰家来江貸付銀并滯利銀共三拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル亥より寅迄四ヶ年分相納、元銀江結込、都合千壱貫六百三拾九匁六分七厘式毛式弗、去々辰十二月より去巳十二月迄十三ヶ月分利銀月五朱宛ニ而此利銀六拾五貫百六匁五分七厘八毛七弗之内、五拾貫七百四拾式匁七分壱厘壹毛九弗不納ニ相成并右利銀年々上納之処、文政九戌・同十亥・同十一子并去々辰年利銀不納之内江取立上納

一銀三百五拾七貫七百目

矢嶋藤藏

辻富次郎
添田一郎次

大原吉左衛門

是は藤藏・富次郎・一郎次・吉左衛門掛り御貸付、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾人之者上ヶ銀押借、八千七百貫目之利銀之内、去ル酉并去々辰・去巳年分

(四三ウ)

一金拾両

但式朱判

添田一郎次
大原吉左衛門

金拾両

但式朱判

是は一郎次・吉左衛門掛り御貸付、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾人之者上ヶ銀拝借貸出銀之内、朱座借請銀滯、

銀主共難儀之旨申立、寛政六寅暮可相納利銀年延振替拝借相願候ニ付、取斗方相伺候処、元銀引当朱式千八百三

斤之代銀式百式百四拾目之分、同七卯年より壹ヶ年金拾両宛取立相納、朱壳捌方相増候節ニ至り候ハ、

増上納之積、去巳年分

御團鉛之内より渡方相成候代銀相渡候処、御買上御戻納不及候旨被仰渡候ニ付、右代銀上納

(四四ウ)

外御年貢金銀之類

一銀三百六拾貫目

内小玉銀三拾六貫目

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・攝津・丹波・播磨国、去巳年御物成銀

小堀主税

地方組
一銀壱貫六百五拾九匁
内小玉銀百六拾五匁九分

是は御代官所大和国小堀周防上知、去々辰年地方組夫米、

口米、御藏前入用銀

金六百両
一此銀三拾七貫九百拾四匁
但銀六拾三匁
銀三拾式貫八拾六匁
内小玉銀三貫式百八匁六分

石原清左衛門

(四四才)

福嶋小左衛門
石渡彦太夫是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江国、
去巳年右同断

一銀六貫百三拾壹匁式分五厘

是は大坂諸組鐵炮稽古鉛去巳年渡方無之ニ付、大坂御蔵

(四五才)

地方組

金四百両

一此銀式拾五貫貳百七拾六匁 但右同断

同人

銀四貫七百式拾四匁

内小玉銀四百七拾式匁四分

是は御代官所大和・河内・攝津・和泉・播磨・近江国、

去巳年地方組小物成、高掛物、口米石代、諸運上銀

一銀式百式拾貫目

内小玉銀式拾式貫目

添田一郎次

地方組

一銀百式拾四貫八拾目

内小玉銀拾式貫四百八匁

是は御代官所攝津・河内・播磨国村々、去巳年地方組小物成并諸運上銀

同人

一銀拾四貫九百式拾七匁

内小玉銀壹貫四百九拾式匁七分

是は当分御預所播磨国村々、去巳年御物成銀

(四六才)

地方組

一銀九貫貳百五拾式匁

内小玉銀九百式拾五式匁

同人

一銀五貫目

内小玉銀五百目

同人

是は当分御預所播磨国村々、去巳年右同断

(四五ウ)

大原吉左衛門

一銀六拾貫目

内小玉銀六貫目

多羅尾鞠負

一銀七百八貫三百八拾三匁

内小玉銀七拾貫八百三拾八匁三分

是は御代官所攝津・河内・播磨国村々、去巳年御物成銀

一銀三百四拾九貫目

和田主馬

地方組

内小玉銀三拾四貫九百目

一銀三拾貫目

同人

是は御代官所丹後・但馬国村々、去已年右同断

内小玉銀三貫目

内小玉銀三貫目

（四六ウ）

一銀百式拾貫目

和田主馬

内小玉銀拾式貫目

一銀四拾貫目
内小玉銀四貫目

是は当分御預所丹後・美作国村々、去已年御物成銀

是は当分御預所播磨・美作国村々、去已年御物成本途銀

一銀百式拾五貫目

古橋新左衛門

内小玉銀拾式貫五百目

一銀式拾貫目
内小玉銀式貫目

是は御代官所備中・美作国村々、去已年御物成本途銀

是は御代官所山城・河内国、去已年御物成本途銀

一銀八拾五貫目

同人

内小玉銀八貫五百目

一銀式拾貫目
内小玉銀式貫目

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去已年右同断

是は御代官所河内国村々、去已年御物成銀

（四七オ）

一銀式拾貫目

西村貞太郎

内小玉銀式貫目

一銀四百式拾貫目
内小玉銀四拾式貫目

塩谷大四郎

是は御代官所但馬・美作国村々、去已年右同断

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去已年右同断

是は御代官所但馬・美作国村々、去已年右同断

(四八才)

一銀八拾貫目

内小玉銀八貫目

是は当分御預所日向国、去已年右同断

同人

一銀百五拾貫目

内小玉銀拾五貫目

根本善左衛門

一銀八拾貫目

内小玉銀八貫目

是は御預所備中國、去已年右同断

一銀三拾貫目

内小玉銀三貫目

是は御預所備中國、去已年右同断

松平三河守

(四八才)

内小玉銀八貫目

是は御代官所石見・備後国村々、去已年右同断

同人

一銀百拾五貫目

内小玉銀拾壹貫五百目

是は当分御預所石見・備後国村々、去已年右同断

同人

一銀四拾五貫目

内小玉銀四貫五百目

是は御預所豊後国、去已年右同断

(四九才)

一銀四拾五貫目

内小玉銀八貫目

是は御預所豊後国、去已年右同断

立花万寿丸

(四八才)

一銀百式拾貫目

内小玉銀拾式貫目

是は御預所摂津・河内国、去已年御物成銀

一銀式拾貫目

内小玉銀式貫目

是は御預所筑後国、去已年右同断

岡部美濃守

岡部内膳正

是は御預所和泉国、去已年右同断

一銀七拾三貫目

内小玉銀七貫三百目

是は御預所播磨・美作・備中国、去已年右同断

一銀九拾貫目

内小玉銀九貫目

是は御預所山城国伏見廻、去已年右同断

加納遠江守

脇坂中務大輔

内小玉銀七貫三百目

是は御預所播磨・美作・備中国、去已年右同断

(四九ウ)

一銀九拾九貫九百拾匁

內小玉銀九貫九百九拾壹匁

是は御預所備中國、去已年御物成銀

北二編

卷之三

卷之三

是に御存所仰口曰
云々

同人

七拾三両・永武百文・銀千六百九拾七貫七百式拾式匁押
借之処、同十四丑年、右石高之内半高取捌返納可致旨被仰渡候三付、右之内半高取捌返納之処、去ル午年残半高之分、同年より子迄七ヶ年割合取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、午より亥迄六ヶ年返納之処、子年分は領分風水災打続候ニ付、子より寅迄追々年延相願、去卯年皆済返納可致処、同年も多分之不作損毛ニ付猶又相願、右返納残壱ヶ年分、去ル卯より来未迄五ヶ年割合返納可致旨被仰渡候ニ付、去巳年分

金
千
兩

銀三千六百五拾八貫百六拾弌匁

(五〇才)

外因糲取捌返納銀

銀拾八貫五百四拾六匁五分壹厘五毛

此金弐百八拾五両壹分・永八拾壹文分

銀武合四貫武百五合三兩武分四厘

是は文化十四年大坂江廻米可致石高九万九千八百六拾六

石余之内、米四万九千九百三拾三石余、此糴九万九千八
百六拾六石余致廻糴候二付、右石高忢、金壹万九千九百

銀壱貫四百九拾三匁五分七厘
此金式拾弐両三分・永式百弐拾八文分 但壱両ニ付六
銀壱貫九百五拾三匁壹分六厘
是は文化十酉年大坂江廻米可致石高八千四拾弐石余之内
米四千弐拾壹石余、此糲八千四拾弐石余致困糲候ニ付、
右石高應、金千六百八両壹分・永百五拾文・銀百三拾六
貫七百拾四匁拝借之処、同十四丑年、右石高之内半高取
捌返納可致旨被仰渡候ニ付、右之内半高取捌返納之処、
去ル午年残半高之分、同年より子迄七ヶ年割合取捌返納
可致旨被仰渡候ニ付、午より亥迄六ヶ年返納之処、子年
分は領分風水災打続候ニ付、子より寅迄追々年延相願、

去ル卯年皆済返納可致処、同年も多分之不作損毛ニ付猶又相願、右返納残壱ヶ年分、去ル卯より来未迄五ヶ年割合返納可致旨被仰渡候ニ付、去已年分

銀壱貫九百拾四匁七分壱厘八毛

松平右近将監

一 此金武拾九兩壱分・永武百七文武分 但右同断

銀武貫五百三匁八分六厘

(五一オ)

是は文化十西年大坂江廻米可致石高八千武百四拾八石余之内、米四千百武拾四石余、此糲八千武百四拾八石余致用糲候ニ付、右石高応、金千六百四拾九兩武分・永百文・

銀百四拾貫武百拾六匁拝借之処、同十四丑年右石高之内半高取捌致返納、残半高之内、文政十亥年迄致返納候残金五百八拾九両・永百四拾四文・銀五拾貫七拾七匁武分之分、去ル卯より来ル戌迄武拾ヶ年賦返納可致旨被仰渡候ニ付、去已年分

一銀三拾武貫五百目

但右同断

松平肥前守

此金五百両分

是は文化十西年大坂江廻米可致石高九万四千七百武拾五石余之内、三万七千八百九拾石、此糲七万五千七百八拾

(五一ウ)

銀拾貫武拾八匁八分五厘

立花万寿丸

一 此金百五拾四両壱分・永四拾文分 但壱両ニ付六拾五匁替

銀三拾貫百拾四匁八分

是は文化十西年大坂江廻米可致石高武万四千八百石之内、壹万武千四百石、此糲武万四千八百石致用糲候ニ付、右石高応、金四千九百六拾両・銀四百武拾壱貫六百目拝借之処、同十四丑年右石高之内半高取捌致返納可致旨被仰渡候ニ付、右之内半高取捌返納之処、去ル午年残半高之分、

同年より去ル子迄七ヶ年割合取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、年割返納之内、去ル子年分之内江書面之金高着金ニ付、皆済上納

石致用糲候ニ付、右石高応、金壱万五千百五拾六両・銀千武百八拾八貫武百六拾目拝借之処、右石高之内半高取捌返納残半高之分、文政五年より子迄七ヶ年割合取捌返納被仰渡候ニ付、午年分返納、未年分致内納候残金六千九拾五両壱分・永百七拾九文・銀五百五拾武貫百拾壱匁五分之分、去ル寅年より武拾ヶ年賦返納ニ相成、初五ヶ年・中五ヶ年・後拾ヶ年、三段ニ割合返納之積、初五ヶ年之内、去々辰年分

メ銀百式拾三貫三百八匁七分壹厘三毛

(五二才)

外御貸付返納金銀

金三分

但式朱判

一銀七匁六分三厘八毛

此永百式拾壹文三分八厘但壹兩ニ付銀六拾式匁九分三厘替

去ル巳七月より 壱ヶ年分之内

三分・永百文

元金

右同断

利金

内

西村貞太郎

六拾兩式分・永五百九拾八文九分

右同断
利金

但式朱判

一銀百三拾五匁三分三厘壹毛

此永式貫百五拾文五分 但壹兩ニ付銀六拾式匁九分三厘替

去ル未より卯迄九ヶ年分之内

七拾式兩三分・永壹貫四百五拾壹文六分 元金

(五三才)

金六拾壹兩壹分

但式朱判

一銀三拾目八分六毛

此永四百八拾九文五分壹厘 但右同断

同人

去ル丑年分并寅年分之内

五拾壹兩壹分・永九拾文八分

元金

(五二ウ)

金百三拾三兩壹分

内

拾両・永三百九拾八文七分壱厘 右同断 利金

是は右同断、文化十四年より式拾ヶ年賦之内、文政九年より四拾ヶ年賦被仰付、引分候拾壱ヶ村、文政十二丑年分元金并天保元寅年分元金之内并壱ヶ年利金之内五厘通貸付方為諸入用引之、残九分五厘丑年分利金并寅年分利金之内共上納

多羅尾鞠負

但式朱判

一 銀式拾六匁壱分壱厘七毛

此永四百拾壱文六分 但壱両ニ付銀六拾三匁四分五厘替

是は米価方御貸付金四千両、利息年壱割式分之処、去ル

午年より年壱割ニ利下ヶ御貸付、去ル子より去々辰迄五ヶ年分利金之内、五厘通為諸入用可被下分引之、残九分五厘通利金之内江上納

多羅尾鞠負

(五三ウ)

金七両式分

但式朱判

一 銀拾六匁五分

此永式百六拾式文式分 但壹両ニ付銀六拾式匁九分三厘替

(五四ウ)

内 四両・永八拾文 去ル子年分之内 元金

三両式分・永百八拾式文式分 右同断 利金

是は武朱判通用御貸付、備中國井村外式ヶ村拝借返納残

元金百式両、文化九申より拾七ヶ年賦之内、文政十一子年分元金之内并壱ヶ年利金之内、五厘通貸付方為諸入用

引之、残九分五厘利金之内共上納

御貸付被仰付、利足之儀は年壱割式分之処、去ル午年より壱割ニ利下ヶ被仰出、五厘は貸付方諸入用被下候ニ付

引之、残九分五厘利銀去ル申より去々辰迄九ヶ年分之内

金四百式拾両壱分

但式朱判

銀五貫百拾三匁六分七厘式毛

一 銀四貫八百九拾七匁式分八厘 矢嶋藤藏

是は米価方御貸付金三千両、此銀百九拾五貫目

(五四オ)

金式百拾七両式分

(五五オ)

外長崎表引替古銀

五厘壱毛三弗

一銀七拾弐貫五百目

牧野長門守

唐金六貫八百拾三匁五分

灰吹銀四百七拾貫七百目

是は為御引替、大坂表より銀七拾弐貫五百目差下候ニ付、
右代り古銀上納

（五六ウ）

大判金弐枚

金八万九千七百拾九匁壱分

内 弐朱判 三万五千百八拾五匁壱分
壱朱銀 弐万千三百九拾四匁弐分

惣合

銀弐万四千三百八拾五貫五百八拾壱匁弐分

五厘七毛弐弗

唐金九貫弐百目壱分

唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

灰吹銀六百九拾六貫七百目

古橋新左衛門

一銀五貫三百四拾目

外御国恩上ヶ切上納銀

（五六オ）

（五六オ）

（次号につづく）

△

大判金弐枚

金四万三千三百四拾七両

内 弐朱判 弐万六千弐拾五両

納合 銀壱万三千弐百四拾弐貫三百六拾四匁八分

天保期幕府財政の新史料（二）

—天保四年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」渡の部—

近代經濟史料研究会

凡例

一、本稿は、前号掲載分と合わせ、三井文庫蔵「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」の全文翻刻を行うものである。

史料の性格については、前号掲載の解題を参照されたい。

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の江、而是漢字

のまま、小さくして用いた。方はよりに改めた。

一、読みやすくするため、適宜に句点・並列点を入れた。

一、丁の区切りは（ ）内に原本の丁数を入れて示した。

一、翻刻および校正にあたったメンバーは下記の通りである。

（五十音順）

荒木裕行、大橋毅顕、酒井一輔、佐藤雄介、

訂正箇所

下向井紀彦、高槻泰郎、福澤徹三、村和明、
若山太良
(以上)

前号の刊行後、下記の史料翻刻部分の誤りについてご指摘を頂戴したので、ここに謹んで訂正するとともに、ご指摘くださった大野瑞男氏に謝意を表したい。

- ・二六四頁下段五行目（誤）「未年は」→（正）「未年は」
- ・一七五頁下段六行目（誤）「去卯年」→（正）「去ル卯年」

(前号より続く)

(五七〇)

右渡方

定式御遣方金銀

金貳千八百五拾両

小堀主税

一 内式朱判三百五拾両

銀貳千五百八拾貫目

内小玉銀貳百式拾貫目

是は京都諸方定式・臨時渡方御入用金銀、太田備後守裏
判手形、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平
和泉守・松平周防守定証文を以渡

(五七一)

小堀主税

一銀七拾八貫四百五拾五匁四分
内小玉銀七貫五百目

是は知恩院宮御門室、仕越并跡仕越御修復御入用并手代
御手当金代、棟梁勤料、飯米代共、松平伊勢守・深谷遠
江守奥判手形、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・
明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下
下

一銀拾八貫目

同人

内小玉銀壹貫五百目

是は去已久年二条御城内御圍畠之内、江戸江御取下相成、
右御廻糺ニ掛り候諸御入用銀主税方江相渡、手代・足輕・
小者木錢・本馬貨錢・筆墨紙蠟燭代、其外諸向江相渡候
分共、銀貳拾壹貫百四拾五匁壹分四厘之内内借銀、曾我
豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵
五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居

田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡

一銀式貫貳百式拾七匁四分

同人

是は御代官所并
仙洞・准后御料、私領、寺領入会立会山城・丹波・播
磨国村々

(五八〇)

用水堰桶類川除堤切破損所、去已久春御普請御手当銀并御
手当米石代銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・
明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下
田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・
小山太郎左衛門裏判手形を以渡

八右衛門裏判手形を以渡

弥三郎置添状を以渡

(五八二)

一銀五拾貫百七拾三匁六分

小堀主税

内小玉銀四貫五百日

是は御代官所去已年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲
守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本
中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石
門裏判手形を以渡

一銀五百貳拾三匁四分

石原清左衛門

是は大津御藏、近江国湖上船改、日吉御神事定式御入
用銀、去々辰十二月より去已四月迄之分三百七拾三匁七
分并同五月より同十一月迄之分式百八拾目七分宛相渡來
候処、去ル丑年より

(五九〇)

去巳年迄五ヶ年御僕約御年限中、式割減之積を以銀百三
拾目八分八厘引之、松平伊勢守・深谷遠江守裏判手形、

水野和泉守・安藤対馬守・松平左近将監定証文并駒木根
肥後守・筧播磨守・久松大和守・稻生下野守・萩原源左
衛門・杉岡弥太郎・辻六郎左衛門・神谷武右衛門・細田

一銀貳百六拾壹匁式分

同人

是は御代官所大和・近江国村々并伊東主膳上知、去已春
用水川除御普請御手当銀并普請入用銀、曾我豊後守・土
方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本
兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石
井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以
渡

(五九一)

石原清左衛門

是は支配近江国大津入牢之者共、去々辰年分諸御入用銀、
曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館
野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口
五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀五拾目六分

同人

是は近江国高嶋郡船木村番所并運上材木入置候小屋、去々
辰年分敷地年貢并口米代銀、右同人裏判手形を以渡

一銀式貫貳百三拾五匁四分

同人

(六〇才)

是は近江国高嶋郡船木村材木改番所并同国滋賀郡途中村
抜木改番所諸御入用銀、去々辰年分、右同人裏判手形を
以渡

一銀七拾四匁弐分

同人

是は御代官所攝津国川辺郡多田銅山役所、去々辰年分諸
御入用銀、右同人裏判手形を以渡

一銀百三拾目弐分

同人

是は山城国宇治橋掛直御普請并橋付両社等御修復出来栄
見分御用中、清左衛門并手代其外諸御入用銀、右同人裏
判手形を以渡

(六〇ウ)

一金拾六両

内 弐朱判八両
 壱朱銀八両

是は御代官所攝津国川辺郡多田銅山敷廻り之者弐人・中
間壱人、去巳年分御給金、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏

判手形を以渡

(六一才)

一銀四拾七匁九分

同人

是は去ル卯年、大津町人并播磨国太郎太夫村百姓御用出
金銀上納之分、辰・巳両年御下ケ戻、去々辰年分大坂御金蔵よ
り相渡、大津迄付越候諸御入用銀、曾我豊後守・土方出
雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・

(六一オ)

同人

館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田
口五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀四百弐拾弐貫五百三拾五匁五分

同人

内 小玉銀四拾貫目

是は近江国村々去々辰御物成大津御藏詰米之内、御遣方
残大津町箔屋金兵衛引請買替納ニ相成、金兵衛江可相渡

同所御藏御払米代銀は、三井組江相渡、江戸御金蔵納相
成、右直段を以其時々御金蔵より相渡候積、曾我豊後守・
土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑
本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・
石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を

以渡

(六一ウ)

一銀三拾武貫四百目

内小玉銀三貫目

石原清左衛門

手形を以渡

是は近江国去々辰御年貢大津御藏詰米之内、御遣方残代

米買替納大津町箔屋金兵衛引請候分、米五千四百石江戸

御廻米之積、於大坂川口湊船割、御代官江引渡相済候ニ
付、米壱石三付銀六匁宛御手当銀、曾我豊後守・土方出
雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五
郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源
左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一銀七百四拾目弐分

同人

是は御代官所大和国宇陀郡松山町薬種屋藤助江被仰付候
かたくり粉、去々辰・去巳年分御入用銀、曾我豊後守・
土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑
本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・
鳥居八右衛門裏判手形を以渡

一銀五拾貫百七拾三匁六分

内小玉銀四貫五百目

同人

(六二ウ)

一銀弐拾貫六百九拾四匁三分

木村惣左衛門

是は御代官所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲
守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・
中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛
門裏判手形を以渡

一銀弐拾貫六百九拾四匁三分

上林六郎

是は御代官所高弐万石余諸入用三万石分被下候積、去巳

年中諸入用銀、右同人裏判手形を以渡

(六三才)

一銀拾三貫百八拾九匁八分

高木栄太郎

此金武百拾壹両貳分・永百拾五文

高木栄太郎

内 金百七拾八両貳分・永百拾五文 但壹両ニ付銀六拾貳
金三拾三両 但右同断 内 分三厘替

是は去々辰四月壹万石増地被仰付、同七月郷村請取候間、

御代官所高武万石余諸入用三万石高被下候ニ付、壹ヶ年
金四百武拾両之内、去々辰八月より十二月迄閏月共六ヶ
月分并檢見入用共、牧野長門守裏判手形、曾我豊後守・
土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・中
村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫置添狀
を以渡

一銀壹貫四百三拾八匁三分

同人

此金武拾三両・永七拾六文 但右同断

是は去々辰四月壹万石増地被仰付、当分御預所壹万石高

(六三ウ)

壹ヶ年諸入用金五拾両之十三ヶ月割を以、去々辰八月より十二月迄閏月共六ヶ月分牧野長門守裏判手形、曾我豊

後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門置添狀を以渡

一銀拾六貫四百拾貳匁六分

高木作右衛門

此金武百五拾八両

高木作右衛門

内 金百武拾九両 但壹両ニ付銀六拾三匁七分三厘替
金百武拾九両 但壹両ニ付銀六拾三匁七分三厘替

是は御代官所高武万石余諸入用三万石高被下候ニ付、壹ヶ年金四百武拾両之内、三拾三両は檢見入用之分追而請

取候積、去巳正月より同八月迄八ヶ月分、右同人裏判手形、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫置添狀を以渡

(六四才)

一銀式貫百武拾目三分

同人

此金三拾三両・永三百三拾貳文

同人

内 金拾六両貳分・永百六拾六文 但右同断
金拾六両貳分・永百六拾六文 但右同断

是は當分御預所高壹万石之諸入用、壹ヶ年金五拾両之内、去巳正月より同八月迄八ヶ月分、右同人裏判手形、曾我豊

豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎
左衛門置添状を以渡

田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・
小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一銀七百五拾貫目
内小玉銀七拾五貫目

添田一郎次
大原吉左衛門

一銀四拾三貫四百目
内小玉銀四貫目

添田一郎次
大原吉左衛門

是は五畿内・中国・西国・北国・出羽国・去已御年貢米
糲・

（六四〇）

（六四〇）
大豆、江戸・大坂廻船運賃銀之内、前貸・後渡・右割増

銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒

守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左

衛門・鳥居八右衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・大竹

庄九郎裏判手形を以渡

一銀四拾三貫拾八匁八分
内小玉銀四貫目

矢嶋藤藏
辻富次郎

是は佐渡国去々辰御年貢、大坂御廻米海上運賃并難波御
蔵納入用銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・
明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田

口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

是は佐渡国去々辰御年貢、大坂御廻米海上運賃并難波御
蔵納入用銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・
明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下

（六五〇）
是は佐渡国去已御年貢右同断、曾我豊後守・土方出雲守・
内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下
田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門・石井源左衛
門・竹内平之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡

（六五〇）
一銀三拾弐貫八百拾七匁六分
内小玉銀三貫目

同人

(六五ウ)

一銀式拾六貫貳百八拾七匁式分

矢嶋藤藏
辻富次郎

内小玉銀式貫五百目

是は近江国大津御蔵詰代米、臨時江戸御廻米廻船運賃銀
并川内上荷茶船賃銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤
隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠
五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹
内平之丞・小山太郎左衛門添状を以渡

一銀三貫五拾三匁

添田一郎次

大原吉左衛門

但銀七拾壹枚

是は御廻米廻船改方兼役廻船年寄并廻船惣代之者共江被

下置候役料銀去已年分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤

隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠

五郎・下田幸太夫・

(六六才)

田口五郎左衛門・鳥居八右衛門・石井源左衛門・竹内平
之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡

一銀七拾七匁九分

同人

(一銀八匁)

矢嶋藤藏
辻富次郎

是は石原清左衛門取扱去ル卯大津御蔵詰米御遣方残代米、
於大坂表請取之、江戸御廻米被仰付候ニ付、右御用中差
出候手付・手代御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・
竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一銀百四拾七匁七分

矢嶋藤藏

是は元御代官所播磨国村々、去ル卯御物成江戸御廻米五
里外賃銀、右同人裏判手形を以渡

(六六ウ)

一銀百七匁六分

矢嶋藤藏

是は御代官所摂津・河内国村々、去ル卯御物成二条御詰
米・大豆御蔵納出役手代御入用銀、曾我豊後守・土方出
雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五
郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形
を以渡

(矢嶋藤藏)

四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎
左衛門裏判手形を以渡

正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・
下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之
丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

一銀壹貫四拾四匁九分

同人

此金拾六両貳分・永百六拾六文 但右同断

是は当分御預所壹万石高諸入用金五拾両之積、去巳正月
より四月迄三分一之分、右同人裏判手形を以渡

(六八二)

一銀貳貫九拾壹匁八分

辻富次郎

此金三拾三両・永三百三拾貳文

内 金貳拾六両貳分・永百六拾六文 但壹両ニ付銀六拾
金六両貳分・永百六拾六文 但壹両ニ付銀六拾
内 金六両貳分・永百六拾六文 但壹両ニ付銀六拾
内 金六両貳分・永百六拾六文 但壹両ニ付銀六拾

是は堤奉行廻船改壹ヶ年御役料金八拾両之積を以去巳正
月より五月迄五ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤

隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠
五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

一銀七百貳拾四匁

添田一郎次

一銀貳貫九拾壹匁五分

同人

此金三拾三両・永三百三拾二文

内 金拾六両貳分・永百六拾六文 但右同断
内 金拾六両貳分・永百六拾六文 但右同断

是は当分御預所播磨国赤穂郡苔繩村、去巳春用水井堰川
除御普請御手当銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人

是は当分御預所壹万石高諸入用金五拾両之積、去巳五

(六九才)

一銀貳拾六貫貳百三拾六匁三分

内小玉銀貰目

此金四百拾八両壹分・永八拾三文

内 金百八拾壹両
内 金貳百三拾七両壹分・永八拾三文 但壹両ニ付銀六拾
内 金貳百三拾七両壹分・永八拾三文 但壹両ニ付銀六拾
内 金貳百三拾七両壹分・永八拾三文 但壹両ニ付銀六拾

是は御代官所六万石高諸入用金六百両之内、検見入用
共、去巳五月より十二月迄八ヶ月分、曾我豊後守・土方
出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵

五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居
八右衛門裏判手形を以渡

月より十二月迄八ヶ月分、右同人裏判手形を以渡

(七〇才)

一銀式拾四貫百四拾五匁

同人

内小玉銀式貫目

(六九ウ)
一銀式貫九百式拾六匁五分

此金四拾六両壹分・永四百拾五文

添田一郎次

内金百六拾五両
但壹両ニ付銀六拾式匁五分替

内金拾九両三分・永式百四拾九文
但壹両ニ付銀三匁六分替

金式拾六両式分・永百六拾六文
但壹両ニ付銀六分替

是は堤奉行廻船改壹ヶ年御役料金八拾両之積を以去巳六
月より十二月迄七ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏
判手形を以渡

一銀式貫九拾壹匁五分

同人

此金三拾三両・永三百三拾式文

一銀式貫六百八拾九匁

大原吉左衛門

内金拾六両式分・永百六拾六文
但右同断

是は御代官所并当分御預所河内・播磨国村々私領立会、
去巳春用水井堰川除溜池堤掘抜桿桶御普請御手当銀、曾
我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野
忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五
郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門
裏判手形を以渡

(七〇ウ)

一銀式貫九百式拾六匁五分

大原吉左衛門

此金四拾六両壹分・永四百拾五文

大原吉左衛門

内 金拾九両三分・永式百四拾九文 但壹両ニ付銀六拾三
金式拾六両弐分・永百六拾六文 但壹両ニ付銀六拾六
内
外五分替

是は堤奉行廻船改御役料壹ヶ年金八拾両之積を以去巳六
月より十二月迄七ヶ月分、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏
判手形を以渡

一銀貰三百目

青山九八郎

是は御代官所并支配所大和国村々、去巳春用水川除道橋
御普請御手当銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・
明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下
田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・
小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(七一オ)

同人

一銀百拾弐分

多羅尾鞍負

是は御代官所大和国吉野郡北山郷御材木寸間改出役手代
壹人・下役弐人、御用中諸入用銀去巳年分、曾我豊後守・
土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中
川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門

裏判手形を以渡
内小玉銀三貫目 同人

一銀三拾四貫四百九拾目五分

是は御代官所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲
守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・
中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛
門裏判手形を以渡

(七一ウ)

青山九八郎

是は当分御預所去巳年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出
雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五
郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八
右衛門裏判手形を以渡

一銀九貫八拾目七分

是は御代官所伊東主膳上知近江国村々、去ル卯年御物成
本途見取小物成石代銀、去々辰二月中致上納置候処、主
膳元拝借御貸付金返納并村方先納金江下戻之積被仰渡候
ニ付、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒
守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・

田口五郎左衛門裏判手形を以渡

(七二才)

一銀三拾七貫六百武拾六匁七分

同人

内小玉銀三貫目

是は御代官所去已年中諸入用銀、曾我豊後守・土方出雲

鳥居八右衛門添状を以渡

守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・
中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛

門裏判手形を以渡

一銀拾三貫五百五拾四匁壹分

本庄伊勢守

是は伏見御役所去ル卯年中品々御入用之内、臨時御入用
之分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒
守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・
田口五郎左衛門裏判手形を以渡

(七二ウ)

一銀六貫目

本庄伊勢守

是は伏見御役所御入用、御僕約中御定高去已年分、柳生
主膳正・小笠原伊勢守・松平兵庫頭・肥田豊後守・永田
備後守・金沢瀬兵衛・羽田藤右衛門・松山惣右衛門置添状を
以渡
野平九郎・篠山十兵衛置添状を以渡

(七三ウ)

一銀八百六拾目

松平伊豆守家来

一銀式貫百五拾目

加納遠江守

是は伏見奉行就被仰付候組同心挿物・合印羽織御入用銀、
曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑

本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・
鳥居八右衛門添状を以渡

鳥居八右衛門添状を以渡

(七三オ)

一銀壹貫五百拾九匁

太田備後守与力

是は御用筆墨紙其外諸入用銀、壹貫五百九拾九匁宛相渡
來候処、文化十五寅年より三ヶ年御僕約被仰出候ニ付、

右御年限中五分相減、銀七拾九匁九分五厘引之、相渡候
処、其後引続御僕約被仰出、同様相渡候処、猶又去ル丑
年より五ヶ年之間御僕約被仰出候ニ付、去ル寅より当午
迄、是迄之通五分相減、去已年分、松平伊勢守・深谷遠
江守奥判手形、柳生主膳正・石川左近将監・小笠原和泉
守・松平兵庫頭・河尻甚五郎・岡松八右衛門・金沢瀬兵
衛・村垣左太夫・羽田藤右衛門・松山惣右衛門置添状を
以渡

(七四ウ)

一銀六貫目

本庄伊勢守

是は伏見御役所御入用、御僕約中御定高去已年分、柳生
主膳正・小笠原伊勢守・松平兵庫頭・肥田豊後守・永田
備後守・金沢瀬兵衛・羽田藤右衛門・松山惣右衛門置添状を
以渡
野平九郎・篠山十兵衛置添状を以渡

但銀式拾枚分

是は大坂御弓奉行上田五兵衛、御具足奉行兼帶相勤候ニ付、為御褒美被下銀、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

一銀八百六拾目

但銀式拾枚分

同人家来

是は大坂御鉄砲奉行石渡彦太夫、御金奉行兼帶相勤候ニ付、為御褒美被下銀、右同人証文を以渡

(七四才)

一銀式百拾五匁
但銀五枚分

是は遠藤但馬守組与力米倉左一郎儀、老衰ニ付願之通退番申渡、數年無滯相勤候ニ付、為御褒美被下銀、右同人証文を以渡

松平紀伊守家來

一銀百七拾八匁七分
(七五才)

一銀八百七拾八匁七分

松平出羽守家來

是は御預所隱岐國御船觀音丸并橋船新造・立櫓仕替御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門裏判手形を以渡

田口五郎左衛門裏判手形を以渡

同人家来

一銀六貫式拾五匁

松平紀伊守家來

是は丹波国保津川筏式拾分一運上材木品々御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・大竹庄九郎裏判手形を以渡居八右衛門裏判手形を以渡

(七四ウ)

一銀六百九拾七匁七分

松平紀伊守家來

是は丹波国龜山領保津川筏式拾分一運上、木揚場水除三角簍并堀所埋井戸建札御修復品々御入用銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手形を以渡

(七六〇)

勢守・

一銀五百五拾壹匁六分
但鑑式百八拾貫文分　但壹貫文ニ付銀九匁四分七厘替

是は山城・大和・近江・丹波国土砂留御普請所之内、伊

渡

同人

一銀七拾八貫四百拾弐匁六分
内小玉銀四貫目

松平伊勢守

深谷遠江守
松平伊勢守

是は京都町奉行兩御役所御入用御定高、片御役所三拾五
貫目宛、安永五年より年々相渡候積去已年分、石谷豊
前守・安藤彈正少弼・太田播磨守・桑原能登守・松本十
郎兵衛・根岸九郎左衛門・倉橋与四郎・久保田十左衛門
置添状を以渡
羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以
渡

一銀五百五拾壹匁六分

但鑑式百八拾貫文分

是は山城・大和・近江・丹波国土砂留御普請所之内、伊

渡

同人

一銀七拾八貫四百拾弐匁六分
内小玉銀四貫目

松平伊勢守

深谷遠江守
松平伊勢守

是は京都町奉行兩御役所去ル卯・去々辰年臨時御入用銀、
都合九拾七貫四百九拾目八分三厘五毛七弗之内、拾九貫
七拾八匁弐分は御土居敷御物成銀御貸付利銀請取候ニ付
引之残銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽

一銀四百五拾目

同人家来

是は御預所隱岐国那久村百姓宇平太倅才之助遠嶋被仰付
候ニ付、隱岐国より出雲国迄渡海船貨御入用銀、曾我豊
後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四
郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左
衛門裏判手形を以渡

遠江守掛りニ而手入致出精候村々江、壹ヶ年銀三貫目迄
之目當を以、大坂市中川浚冥加金之内より為御手當被下
候付去已年分、柳生主膳止・小笠原伊勢守・松平兵庫頭・
水野若狭守・金沢瀬兵衛・羽田藤右衛門・松山惣右衛門・
梶野平九郎・篠山十兵衛置添狀を以渡

(七五〇)

一大判金式枚

松平伊勢守
深谷遠江守

是は二条御城御門番之頭石渡龜次郎老衰ニ付、願之通御
役御免、小普請入被仰付、年寄候迄無懈怠相勤候付為御
褒美被下金、太田備後守裏判手形、青山下野守・水野出
羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以
渡

(七五〇)

内小玉銀七貫目

同人

是は京都町奉行兩御役所御入用御定高、片御役所三拾五
貫目宛、安永五年より年々相渡候積去已年分、石谷豊

前守・安藤彈正少弼・太田播磨守・桑原能登守・松本十
郎兵衛・根岸九郎左衛門・倉橋与四郎・久保田十左衛門
置添状を以渡

(七五〇)

内小玉銀七貫目

同人

是は京都町奉行兩御役所御入用御定高、片御役所三拾五
貫目宛、安永五年より年々相渡候積去已年分、石谷豊

飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

一金八拾八両弐分

戸塚備前守
矢部駿河守

一銀三百五貫目
内小玉銀三拾貫五百目

深谷遠江守

是は去ル寅年二条御城内外地震ニ而破損所御修復御入用、其外御普請中会所小入用・湯番・茶番・小使賃銀等御入用并京都町奉行於御役所前調・跡調・割賦取調御入用共、銀六百八拾四貫三百

(七七〇)
一銀六拾四貫百両拾八匁
内 壱朱銀百三拾七両弐分

戸塚備前守
矢部駿河守

四拾八匁三分五厘之内、銀弐百五拾貫目は去々辰年相渡候内借銀、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

(七七一)
一銀六拾四貫百両拾八匁
内 壱朱銀百三拾七両弐分

是は大坂両町奉行所御入用御定高、片御役所四拾貫目宛、天明八申年より年々相渡候積、去巳年中諸入用金銀、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・久保田佐渡守・曲淵甲斐守・大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳置添状を以渡

一銀弐百拾五匁
但銀五枚分

是は備前守組同心久米孫三郎儀、老衰ニ付願之通御暇被下、数年無懈怠相勤候ニ付、為御褒美被下銀、松平伊豆守証文を以渡

(七八〇)
一銀式百三拾四貫四百九拾三匁
内小玉銀弐拾壹貫目

同人

是は大坂市中川浚御入用壹ヶ年銀弐百三拾五貫目迄相渡

候積を以、去ル寅より来ル亥迄拾ヶ年之間浚方被仰付候ニ付去巳年分、村垣淡路守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽八郎右衛門・館野忠四郎・中村長十郎・守屋権之丞・柑本兵五郎置添状并加藤惣兵衛・保田定市印状を以渡

久世伊勢守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、桑原伊予守・松本伊豆守・赤井豊前守・久世丹後守・倉橋与四郎・久保田十左衛門・中野藤十郎・飯塚伊兵衛置添状を以渡

一銀四貫四百式拾五匁

久世伊勢守

戸塚備前守
内
式朱判九両
壹朱銀九両

戸塚備前守
矢部駿河守

(七九才)

是は大坂市中川々両川口於浚所召仕候小頭五人賃銀、一日壱人ニ付式匁五分宛之積、去巳正月朔日より同十二月晦日迄、小ヲ六日引、此延日數千七百七十日分、柳生主膳正・中川飛驒守・石川左近将監・小笠原和泉守・松平兵庫頭・河尻甚五郎・鈴木門三郎・岡松八右衛門・金沢瀬兵衛・村垣左太夫置添状を以渡

是は摂津国兵庫和田崎船見番式人并兵庫西宮勤番所門番人式人、御給金去巳年分、戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、石谷備後守・安藤彈正少弼・小野日向守・松平対馬守・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平兵衛置添状を以渡

(七八ウ)

一銀壱貫九百四拾壱匁六分

久世伊勢守
戸塚備前守
矢部駿河守
組与力

一銀七貫四百三拾七匁九分
銀四百三拾目
此銀拾枚分

梶野土佐守

是は大坂川浚御用相勤候両町奉行組仮役同心、勤日数を以壱人ニ付式人扶持宛、時相場を以銀ニ而被下候ニ付、

是は南都東大寺正倉院御開封・御修復ニ付、仮建物其外御入用銀・公人装束料、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸

太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

一銀八拾五匁五分

同人

是は大坂川口九条・木津両御船屋向御修復之内、木津御
船屋江役人出役之節、乗船加子・弁当持相兼人足差出候

三付賃銀、右同人裏判手形を以渡

(七九ウ)
一銀式百式拾八匁式分
太田運八郎
是は去巳年琉球人帰国ニ付、伏見より川口迄通行之節、
船々差出候品々臨時御入用銀、松平伊豆守・大久保出雲
守・久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形を以渡

一銀六拾五匁

同人

是は大坂川口三御番所・両御船屋松鎧都合九門分、諸色・
人足手間共御入用銀、右同人裏判手形を以渡

一銀七百拾五匁式分

同人

是は大坂川口三御番所御役所向筆紙墨・御鉄砲磨雜費・
小使人足御手当・御貸船出候節諸賄物代等品々御入用銀、
松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・久世伊勢守・
戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

(八〇ウ)

御修復掛り

一銀拾八貫五百目

山岡仁右衛門

是は摂津国豊嶋郡長興寺村御鉄砲合薬御蔵五棟・同外圍
土壙所々御修復請負代銀高拾八貫六百七拾目之内、中貸
銀、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉
守・松平周防守証文を以渡

(八〇才)

是は大坂川口九条・木津両御船屋向并御船具類、角・安
治川両御番所其外所々御修復御入用銀、松平伊豆守・大
久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判
手形を以渡

山岡仁右衛門

森左十郎

鈴木栄助

一銀六貫八百四拾九匁八分

是は大坂御城内外諸向御修復諸色代銀、去々辰年分御定
高銀六拾三貫目之内、銀五拾五貫六百七拾三匁、去々辰

(八一ウ)

一銀五拾五貫五百八拾三匁九分
 同人
 是は大坂御城内外諸向御修復并其外諸色代銀、去巳年御定高銀六拾三貫目之内、松平伊豆守・大久保出雲守・酒井飛驒守・遠藤但馬守・久世伊勢守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、右同人置添状を以渡

渡

(八一オ)
 四百七拾七匁弐分相減候処、寛政七卯年御定高之外銀七貫目相渡、此分年々御金蔵江償戻候様被仰渡、同九巳年迄償戻候節、御殿御屋根御修復御用代御取替銀、年割返納相重候ニ付、償戻延引罷成候処、御取替銀返納皆済ニ付、文政二卯年分より御定高減銀を以償戻之方江返納之積、御金蔵ニ残置、去々辰年分御入用銀、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・久世伊勢守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・久保田佐渡守・曲淵甲斐守・大林与兵衛・村垣左太夫・高尾惣十郎・佐久間甚八置添状を以渡

一銀八貫六百拾五匁

同人

(八二オ)
 是は大坂御城内西大御番衆小屋之内、東之方井戸御修復御入用請負代銀高拾六貫四百目之内、場所取掛吟味ニ付、七百八拾五匁相減、残銀拾五貫六百拾五匁之内、銀七貫目は、去々辰年為中貸相渡候残銀、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以

一銀三貫三百四拾三匁

山岡仁右衛門
森左十郎
鈴木栄助

一銀三拾七貫三百四拾目五分

同人

衛・鈴木新吉・三橋藤右衛門置添状を以渡

是は大坂御城内外定式御入用御手当檜・梅・榎・松・栗
木材、今木屋安兵衛より御買上代銀、曾我豊後守・土方
出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵
五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を
以渡

(八二ウ)

一銀拾八貫七百八拾目

森左十郎

但銀五拾七枚分

山岡仁右衛門

是は大坂御城内外定式御修復御入用楓樽木、請負人檜皮
屋利兵衛より御買上代銀、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田
幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡

一銀式拾貫八拾目

同人

是は大坂川崎御材木蔵御用竹・繩・藁、請負人竹屋久兵
衛・定御用達材木方源左衛門より相納候品々代銀、撰・
河・泉・播州割賦銀、追而相納候上、返納之積を以御取
替銀、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐
守・間宮筑前守・佐久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵

一銀拾九貫百八拾目五分
(八三才)

同人

是は大坂川崎御材木蔵為御用足代・丸太代銀、松平伊豆
守・大久保出雲守・遠藤但馬守・久世伊勢守・戸塚備前
守・矢部駿河守裏判手形を以渡

一銀式貫四百五拾壹匁

同人

是は大坂御破損奉行組手代組頭三人、壱人ニ付銀五枚宛、
同助役壱人江銀四枚、手代拾壱人、壱人ニ付銀三枚宛、

川崎御材木蔵番人五人、壱人ニ付銀壹枚宛、去已年中、
皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水野出羽守・
大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

(八三ウ)

山岡仁右衛門

森左十郎

鈴木栄助

一金拾八両

内
式朱判拾両式分
壱朱銀七両式分

是は大坂御材木蔵番之者六人分御給金去已年分、稻葉美

濃守・久世大和守・土屋但馬守定証文を以渡

塚備前守裏判手形を以渡

一金六両

内
式朱判三両
壱朱銀三両

同人

是は大坂御材木藏番之者六人、壱人江壱ヶ年金壱両宛、
年々為御手当被下金、柳生主膳正・小笠原伊勢守・松平
兵庫頭・水野若狭守・金沢瀬兵衛・羽田藤右衛門・松山
惣右衛門・梶野平九郎・篠山十兵衛置添状を以渡

(八四〇)

一銀六百七拾弐匁

同人

是は大坂御城内外諸向御修復所江罷出候山村与助支配小
棟梁共拾人之内、致難儀取続兼候者又は勤方厚薄等見斗
御手当銀去已年分、柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前
守・曲済甲斐守・間宮筑前守・佐久間甚八・大久保内膳・
肥田十郎兵衛・鈴木新吉・三橋藤右衛門置添状を以渡

一銀四拾目八分

同人

是は大坂御弓方御用御矢箆竹、江戸表江相廻候ニ付、右
荷拵御入用之品并人足賃銀、松平伊豆守・大久保出雲守・
遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

(八四一)

一銀式百五拾八匁

但銀六枚分

同人

(八五〇)

一銀式百五拾八匁

但銀六枚分

是は大坂御弓奉行組同心小頭式人、壱人ニ付銀三枚宛、
去已年中皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水
野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文
を以渡

(八六〇) を以渡

一銀三百八拾壹匁三分

福嶋小左衛門
石渡彦太夫

是は定式小買物、摂津国豊嶋郡長興寺村御合薬蔵御入用
物品々御用ニ付、去ル卯年より未年迄五ヶ年之間請負代
銀去巳年分、松平伊豆守・大久保出雲守・酒井飛驒守・
久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形を以渡

(八五〇)

一銀六貫百三拾壹匁弐分五厘

福嶋小左衛門
石渡彦太夫

是は大坂諸組鉄砲稽古鉛去巳年渡方無之ニ付、大坂御蔵
御囲鉛之内より相渡候代銀、曾我豊後守・土方出雲守・
内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柏本兵五郎・中
川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡

を以渡

一銀三百五拾弐匁弐分

上田五兵衛
鈴木吉兵衛

是は大坂御城御具足方為御用須本紙袋拵手間、樟腦・琉
球筵・細引・櫻櫛箒・筆墨紙代銀、松平伊豆守・大久保
出雲守・酒井飛驒守・久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形
を以渡

一銀弐百五拾八匁

同人

但銀六枚分

是は大坂御具足奉行組同心小頭弐人、壱人ニ付銀三枚宛、
去巳年中皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水
野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文
を以渡

(八六〇)

石渡彦太夫
御手洗伊右衛門

但銀拾八枚分

是は大坂御鉄砲奉行組同心小頭六人、壱人ニ付銀三枚宛、
去巳年中皆勤之者共江為御褒美被下銀、青山下野守・水
野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守証文

石渡彦太夫
幸田金一郎
久保留三郎
駒井内記

是は大坂御金蔵去ル寅年中御勘定、去ル卯年仕上、去巳

七月江戸表江差下相成候御用物荷造諸入用銀、曾我豊後

守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・

中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

一金拾両

内 弐朱判五両
壹朱銀五両

是は大坂御同心元メ役武人御役金去巳年分、神谷志摩守・河野豊前守・水野対馬守・木下伊賀守・神尾若狭守・飯田七郎右衛門・遠藤六郎右衛門置添状を以渡

同人

四郎・服部専藏置添状を以渡

(八七オ)

石渡彦太夫

幸田金一郎

川崎六郎左衛門
石丸市左衛門

一銀壹貫百四拾六匁三分

久保留三郎

駒井内記

(八七オ)

同人

内 弐朱判拾八両
壹朱銀拾八両

是は大坂御同心御金蔵御番所湯涌炭代并弁当料被下金、一ヶ月三両宛之積去巳年分、神谷志摩守・神尾若狭守・木下伊賀守・萩原伯耆守・水野対馬守・遠藤六郎右衛門置添状を以渡

一銀五百五拾目

三輪市十郎

一銀壹貫五百目

同人

是は大坂御金方御役所小買物代銀去巳年分、松平伊豆守・

大久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、榎原主計頭・服部伊賀守・土屋紀伊守・古川山城守・村垣淡路守・明楽八郎右衛門・勝桓兵衛・館野忠

四郎・服部専藏置添状を以渡

(八七ウ)

石渡彦太夫

幸田金一郎

川崎六郎左衛門
石丸市左衛門

一銀壹貫百四拾六匁三分

久保留三郎

駒井内記

(八七ウ)

同人

内 弐朱判拾八両
壹朱銀拾八両

是は大坂御金同心御金蔵御番所湯涌炭代并弁当料被下金、一ヶ月三両宛之積去巳年分、神谷志摩守・神尾若狭守・木下伊賀守・萩原伯耆守・水野対馬守・遠藤六郎右衛門置添状を以渡

一銀五百五拾目

三輪市十郎

(八八才)

是は御用筆墨紙其外諸入用銀去巳年分、松平伊勢守・深谷遠江守奥判手形、村垣淡路守・石川主水正・遠山左衛門尉・曾我豊後守・明楽八郎右衛門・館野忠四郎・服部伊織・鈴木伝市郎・秋月勇之進置添状を以渡

石寺八藏

小嶋祐介

一銀六貫貳百目

伊東奎左衛門

(八九才)

是は二条御蔵去巳年米・大豆御蔵詰ニ付日雇人足賃銀并御蔵諸色御入用銀、榎原主計頭・服部伊賀守・土屋紀伊守・古川山城守・明楽八郎右衛門・勝桓兵衛・館野忠四郎・服部專蔵置添状を以渡

(八八才)

石寺八藏

小嶋祐介

一金拾三両

同人

興津卯八郎

一金貳拾八両

是は去々辰年二条御番加納備中守与力之内、壱人明跡江仮御抱入、同十二月被仰付、御合力米外与力並之通被下候付、去々辰年後半年分御合力米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門証文を以渡

守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎証文を以渡

石寺八藏

小嶋祐介

一金壹万五千四百五拾四両

伊東奎左衛門

是は去巳年二条御番最上駿河守・菅沼織部正、同両組御番衆、両与力初後御合力米、五分四之米・大豆代金并両徒同心御合力米代金、但跡登御番衆之内知行高相減候付、金百貳拾五両減之、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門証文を以渡

是は去巳年二条御番菅沼織部正組小林楠五郎、高貳百俵御合力金、五月・十月請取候処、去巳六月父家督被仰付、父知行高貳百五拾俵被下候、依之增高五拾俵分、四ツ物成之積、月勘定を以十二ヶ月割、去巳六月より当午三月

(九〇才)

御所勘使買物使兼大森善次郎、御役金武拾兩被下候内

是は

内
式朱判九両武分
壱朱銀九両武分

一金拾九両

是は京都御入用取調役松井助右衛門御役金武拾五両被下候内、去已春・夏之分、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守定証文を以渡

一金拾六両
内
式朱判八両
壱朱銀八両

是は京都御入用取調役大森善次郎去已七月被仰付、御役金武拾五両被下候内、去已夏之分八両之内七両は先役ニ而相渡、取足之分壱両、同冬之分九両共、右同人定証文を以渡

一金拾五両
内
式朱判八両
壱朱銀五両石寺八藏
小嶋祐介
興津卯八郎
伊東奎左衛門

(八九ウ)

迄十ヶ月分、此五分四米拾壱石六斗六升六合六夕七才并拾分一大豆壱石三斗三升三合三夕三才、去已春・夏江戸御借米御張紙同直段三斗五升入百俵ニ付金三拾五両之積を以、右同人証文を以渡

一金拾両

石寺八藏
小嶋祐介
伊東奎左衛門

去已春・夏之分拾三両并神谷幸藏御役金去已春之分六両共、右同人定証文を以渡

(九〇ウ)

式拾兩被下候内、去已夏之分於江戸相渡候ニ付、同冬之分、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守定証文を以渡

内
式朱判三両武分
壱朱銀三両武分

是は

同人
一金七両
内
式朱判三両武分
壱朱銀三両武分是は
御所勘使買物使兼安川与左衛門去已六月被仰付、御役金

石寺八藏

一金式分式朱

小嶋祐介

伊東奎左衛門

是は二条御藏手代頭取壱人病氣ニ付、去巳五月御暇被下

置、同月跡役被仰付、御役金式兩被卜候内、三季渡之割

合を以同夏之分、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・

明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎并右同

田幸太夫・田口五郎左衛門置添状を以渡

(九一才)

石寺八藏

小嶋祐介

興津卯八郎

伊東奎左衛門

一金式百壱兩式分式朱
内 武朱判百拾壱兩式分式朱
内 武朱判百拾壱兩式分式朱

壱朱銀九拾兩

是は二条御藏手代頭取壱人御役金并手代七人・見習手代

式人并小揚頭三人・平小揚三拾五人、去巳年分御給金并
見習手代壱人同夏之分御給金共、阿部豊後守・土屋相模
守・小笠原佐渡守・秋元但馬守并大久保加賀守・阿部豊
後守・戸田山城守・土屋相模守并松平越中守・鳥居丹波
守・松平伊豆守・松平和泉守定証文并村垣淡路守・石川
主水正・遠山左衛門尉・松浦伊勢守・明楽八郎右衛門・

館野忠四郎・服部専蔵・鈴木伝市郎并村垣淡路守・曾我

豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽八郎右衛門・館

野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎并右同

人置添状を以渡

(九一ウ)

金四千百三兩

鳥田三郎右衛門

一 内 武朱判式千五拾三兩
内 壱朱銀式千五拾兩

比留間兵三郎

銀式百五拾九貫六拾三匁四分

野田市左衛門

内 小玉銀式拾貫目

此金四千百三兩 但壱兩ニ付銀六拾三匁壹分四厘替

是は去々辰年大坂御番小笠原彈正少弼・松平長門守・同
兩組御番衆・同兩与力・同兩徒同心・去巳半年分御合力
米之内、五分四米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・
大久保加賀守・松平和泉守・松平周防守・曾我豊後守・
土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・中
村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫証文并
石谷備後守・安藤彈正少弼・小野日向守・松平対馬守・
上遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平兵衛置
添状を以渡

(九二才)

金四千三百三拾三両

此金四千式百式拾兩式分
但右兩二付銀六拾式九分

銀壱貫式百式拾六匁九分

此金拾九兩式分
但右同断
式厘替一 内 壱朱判式千百六拾八両
壹朱銀式千百六拾五両

同人

銀式百七拾三貫五百八拾五匁六分

内小玉銀式拾貫目

但右同断

銀拾三貫八百四拾式九分
此金式百式拾兩

但右同断

是は去々辰年大坂御加番牧野山城守・大田原飛驒守・安

部撰津守・稻垣長門守去已半年分御合力米之内、三分二

米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・

松平和泉守・松平周防守証文之写江松平伊豆守印形之断

書并右同人置添状を以渡

(九二ウ)

金四千四百七拾六両式分

鳥田三郎右衛門

一 内 式朱判式千式百六拾七両式分
壹朱銀式千式百九両比留間兵三郎
西山繁兵衛

銀式百八拾壹貫六百六拾壹匁式分

中畠宇右衛門

内小玉銀式拾貫目

此金四千四百七拾六両式分

銀式百六拾五貫五百五拾三匁八分

内

(九三才)

此金拾九兩式分
但右同断

但右同断

銀拾三貫八百四拾式九分
此金式百式拾兩

但右同断

銀壱貫式百式拾六匁九分
此金拾六両式分

但右同断

是は去已年大坂御番内藤豊後守・新庄主殿頭・同両組御

番衆・同両与力・同両徒同心、去已半年分御合力米之内

五分四米・大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保

加賀守・松平和泉守・松平周防守・曾我豊後守・土方出

雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五

郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門証文并石

谷備後守・安藤彈正少弼・小野日向守・松平対馬守・上

遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平兵衛置添

状を以渡

(九三ウ)

金四千三百三拾三両

鳥田三郎右衛門

久間甚八・大久保内膳・肥田十郎兵衛置添状を以渡

一 内 弐朱判式千百八拾三両
壹朱銀式千百五拾両

鳥田三郎右衛門 比留間兵三郎

銀式百七拾式貰六百三拾式匁三分

西山繁兵衛 中畠宇右衛門

内小玉銀式拾貫目

一金壹両壹分
内 弐朱判式分式朱
壹朱銀式分式朱 須田平次郎

此金四千三百三拾三両 但壹両ニ付銀六拾式匁九分式厘替
是は去巳年大坂御加番松平山城守・水野日向守・松平石

見守・京極甲斐守・去巳半年分御合力米之内三分二米・
大豆代金、青山下野守・水野出羽守・大久保加賀守・松

平和泉守・松平周防守証文之写江松平伊豆守印形之断書

并石谷備後守・安藤彈正少弼・小野日向守・松平対馬守・
上遠野源太郎・川井次郎兵衛・辻源五郎・山下平兵衛置

(九四ウ)

鳥田三郎右衛門

添狀を以渡

(九四オ)

一金五百九両

同人

内 弐朱判式百八拾四両
壹朱銀式百五拾五両

一金拾三両
内 弐朱判六両式分
壹朱銀六両式分

須田平次郎 比留間兵三郎

野田市左衛門 西山繁兵衛

中畠宇右衛門

是は大坂御藏小揚之者拾三人明跡江、去々辰・去巳年御

頭・小揚之者去巳年分御給金、柳生主膳正・久世丹後守・
根岸肥前守・曲淵甲斐守・佐橋長門守・村垣左太夫・佐

抱入被仰付、御給金三両宛之内三季割合を以、曾我豊後
守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・
柏本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・

鳥居八右衛門添状を以渡

一銀九百六拾八匁

比留間兵三郎

西山繁兵衛

(九五才)

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

西山繁兵衛

中畠宇右衛門

是は大坂御藏小買物代銀去已年分、曾我豊後守・土方出

雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五

郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手

形を以渡

一銀拾三貫百八匁六分

同人

是は大坂御城西丸・玉造・難波御米藏所々小破御修復

(九五才)

御入用之品々御買上代銀、諸職人・人足賃銀、曾我豊後

守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・

中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛

門裏判手形を以渡

鳥田三郎右衛門

是は大坂御城詰御味噌御煮込并御味噌桶四本、御煮込道
具類御修復御入用銀共、松平伊豆守・大久保出雲守・遠
藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

(九六才)

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

西山繁兵衛

中畠宇右衛門

内藤豊後守組

堀江新三郎

新庄主殿頭組

鈴木作兵衛

松平伊豆守家来

大久保出雲守組与力

遠藤但馬守組与力

戸塚備前守組与力

矢部駿河守組与力

一銀式貫式百四拾壹匁九分

同人

是は去々辰年米大坂御藏納御入用諸人足、兩人江請負被

仰付候ニ付、難波御藏詰内拵人足賃金、右同人裏判手形

を以渡

是は大坂御藏小買物代銀去已年分、曾我豊後守・土方出
雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五
郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門裏判手
形を以渡

(九六ウ)

一銀八貫六百八拾三匁壹分

松平伊豆守家来

大久保出雲守組与力
遠藤但馬守組与力

是は大坂御城中為御用、竹草籠・大小御状箱并白木具・
御用紙、両御目付家具・桶・釣瓶寄棟小買物・釣瓶繩打
賃・指釣瓶・鉄物清磨、御番所付道具・井戸車・同古車
品々代銀、松平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・久
世伊勢守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以渡

一銀貰百七拾八匁八分

松平伊豆守家来

大久保出雲守組与力
遠藤但馬守組与力

戸塚備前守組与力
矢部駿河守組与力

是は大坂御城中所々御番所并御船手御番所御用種油并御
鉄砲磨・御矢根拭胡麻油代銀、松平伊豆守・大久保出雲
守・遠藤但馬守・戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形を以
渡

(九七オ)

一銀三百三拾九匁八分

牧野山城守
大田原飛驒守家来
安部摂津守
稻垣長門守

是は大坂御城御鉄砲磨紙代銀去々辰・去巳年分、牧野山
城守・大田原飛驒守・安部摂津守・稻垣長門守奥判、松
平伊豆守・大久保出雲守・遠藤但馬守・戸塚備前守裏判
手形を以渡

一銀八百拾七匁

大久保出雲守組与力・同心
遠藤但馬守組与力

是は拾ヶ年鉄砲皆中ニ付為御褒美、与力壹人江銀貳枚、
同心拾七人但壱人江銀壹枚宛被下銀、大久保出雲守・遠
藤但馬守裏判手形、青山下野守・水野出羽守・大久保加
賀守・松平和泉守・松平周防守証文を以渡

(九七ウ)

金四拾八両三分

一
但式朱判

銀六匁

三井三人組
為替拾人組

此大判金貳枚

但壱枚ニ付金貳拾四両壹分貳朱銀三匁替

是は就御用御買上大判金之代金銀、杉岡佐渡守・細田丹

波守・神谷志摩守・石野筑前守・河野勘右衛門・神尾五郎三郎・井沢弥惣兵衛置添状を以渡

(九八〇)

唐金銀

馬場藤五郎

西村九郎右衛門

志賀理助

浅井金八郎

一銀千七百五拾貫目

(九八一)

一唐金九貫五拾三匁七分
一唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

御取下唐金銀

是は去々辰御年貢銀之内大坂御金蔵より去巳年為替組之者江相渡、江戸御金蔵江上納、大久保加賀守・阿部豊後守・戸田山城守・土屋相模守定証文并石谷備後守・安藤

彈正少弼・牧野大隅守・小野日向守・伊奈備前守・古坂与七郎・上遠野源太郎・川井次郎兵衛・宇田川平七・吉田久左衛門置添状を以渡

是は江戸表江御取下相成、道中不及宰領、一宿限宿役人共差添宿送りニ而、江戸両替町為替拾人組御用所江向式ケ度、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以差下

(九九〇)

灰吹銀

一但州灰吹銀三百七拾貫目

御取下灰吹銀

是は右同断、右同人添状を以差下

(九九一)

一石州灰吹銀九拾六貫目

御取下灰吹銀

是は右同断、右同人添状を以差下

一銀六百貫目
同人

是は右同断大坂御金蔵より臨時御取下ニ相成、去巳年為替組之者江相渡、江戸御金蔵江上納、曾我豊後守・土方

出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以差下

御造営御入用、鶴松浜・新田収納金を以相渡、不足之分并宇治橋東西之大鳥居式基御造営御入用金銀共、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡

(一〇〇才)

大判金貳枚

金三万六千八百七拾壹両三分

内 弐朱判九千六百七拾八両貳朱

壹朱銀九千百拾両貳朱

銀八千八百八拾貳貫八百七拾貳匁壹分五厘

唐金九貫五拾三匁七分

唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

灰吹銀四百六拾六貫目

(一〇〇才)

別口御金銀

金三千八百三両

一 内 弐朱判貳千三両
壹朱銀千八百両

金森山城守

(一〇一才)

一銀拾五貫三百貳拾七匁貳分

同人

内小玉銀壹貫目

是は山城国宇治川筋堤川除樋右同断、本庄伊勢守裏判手形、右同人定証文を以渡

角倉帶刀

(一〇一才)

一銀壹貫四百壹匁八分

角倉帶刀

是は山城国賀茂川筋堤損所并川除等御普請代国役御入用

是は伊勢宇治大橋木除柱・橋姫社、風宮橋木除柱・鳥居

銀貳拾四匁

是は伊勢宇治大橋木除柱・橋姫社、風宮橋木除柱・鳥居

銀、松平伊勢守・深谷遠江守裏判手形、松平右近将監・

松平右京大夫・松平周防守・板倉佐渡守・田沼主殿頭定

証文を以渡

人定証文を以渡

(一〇二一)

一銀八拾貫八百目四分

矢嶋藤藏

内小玉銀八貫目

辻富次郎

是は摂津・河内国大川通国役堤去々辰・去巳年秋迄樋川除御普請御入用銀并残銀共、久世伊勢守・戸塚備前守裏判手形、松平左近将監・松平伊豆守・本多中務大輔定証文を以渡

一銀拾貫九拾四匁四分

矢嶋藤藏
辻富次郎

是は摂津・河内国石川・大和川通国役堤、去々辰・去巳年秋迄樋川除御普請御入用銀并残銀共、矢部駿河守裏判手形、松平左近将監・松平伊豆守・本多中務大輔定証文并柳生主膳正・久世丹後守・根岸肥前守・曲渕甲斐守・佐橋長門守・大林与兵衛・村垣左太夫・佐久間甚八・大久保内膳置添状を以渡

(一〇二二)

一銀五貫五百六拾三匁四分

本庄伊勢守組与力

一銀拾五貫七百七拾目
添田一郎次
大原吉左衛門

是は摂津国大川通国役堤、去巳年秋迄川除御普請御入用銀之内、戸塚備前守・矢部駿河守裏判手形、右同人定証文を以渡

(一〇二三)

新田往還堤

・小堤破損所御普請御入用銀、本庄伊勢守裏判手形、松平伊豆守・牧野備前守・土井大炊頭・青山下野守定証文を以渡

一銀拾四貫三百五拾目

是は摂津国大川通国役堤、当午年川除御普請御入用銀之内仕越之分、矢部駿河守・大久保讚岐守裏判手形、右同

同人

野守定証文を以渡

金千四百六拾両

一 内 壱朱銀千両

銀式拾四貫目

石原清左衛門

金五千式百六拾三両
内 式朱判式千三両
内 壱朱銀式千八百両

是は支配所大津町人并播磨国村方之者、去ル卯年御用金被仰付候金銀高之内、辰・巳両年御下ケ戻相済候残元金

式万九千式百両・銀四百八拾貫目、文政五年より来ル丑

迄式拾ヶ年賦被仰渡候ニ付、去巳年分御下戻金銀、村垣

淡路守・石川主水正・遠山左衛門尉・松浦伊勢守・明楽

八郎右衛門・館野忠四郎・服部伊織・鈴木伝市郎置添状

を以渡

(一〇四才)

御除銀

一銀式百拾九貫百五拾式

戸塚備前守

矢部駿河守

此金三千四百式拾四両壹分 但壹両ニ付銀六拾四両替

是は文化七年、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾三人之者

江御用金被仰付、同年より三ヶ年ニ割合、同年拾万両・

同八未年七万両・同九申年三万両、都合式拾万両相納候

処、同十二亥年より拾ヶ年ニ元金御下ケ之積を以、文政

二卯年迄五ヶ年ニ

(一〇三ウ)

小堀主税

一銀四貫七百四拾四両三分

是は御代官所丹波国拾三ヶ村困窮夫食代拝借銀四貫七百四拾四両三分式厘、当午より戌迄五ヶ年賦、壹ヶ年分銀九百四拾八両八分六厘四毛返納之積、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柏本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(一〇四ウ)

八万七千両御下ケ相成候、残拾壹万三千両天保元寅年より三拾三ヶ年ニ割合、壹ヶ年三千四百式拾四両壹分宛、末年は三千四百式拾四両御下ケ相成候ニ付、去巳年分、村垣淡路守・曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明

✓銀百八拾壹貫貳百三拾九匁六分式厘四毛
(一〇五ウ)

一銀六貫九百八匁八分
此金百七兩三分・永貳百文
但壹兩ニ付銀六拾四匁替
跡部山城守

三拾六両三分・永百貳拾壹文余、三拾三ヶ年ニ割合、壹
ヶ年金壹万五千三百三拾四両壹分・永百拾八文六分宛、
末年は金壹万五千三百三拾七両・永七拾六文余御下ヶ相
成候積、去巳年分金壹万五千三百三拾四両壹分・永百拾
八文六分、此銀九百八拾壹貫三百九拾九匁五分九厘之内、
右同人置添状を以渡

(一〇五才)
一銀六拾貳拾七匁六分式厘四毛
是は文化十酉年大坂并兵庫津町人共江御用金被仰付相納
候内、御下ヶ戻残元金五拾万七千九百八拾九両三分・永
百拾壹文七分余、天保元寅年より御割下ヶ相成候処、右
元金之内千九百五拾貳両三分・永貳百四拾文七分余永上
納之分引之、残元金五拾万六千六百三拾六両三分・永百貳拾
壹文余三拾三ヶ年ニ割合、壹ヶ年金壹万五千三百三拾四
両壹分・永百拾八文六分宛、末年は金壹万五千三百三拾
七両・永七拾六文余御下ヶ相成候積、去巳年分金壹万

樂八郎右衛門・館野忠四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・
中川忠五郎置添状を以渡
一銀九百拾九貫三百拾壹匁九分六厘六毛
戸塚備前守 矢部駿河守
一銀九百拾九貫三百拾壹匁九分六厘六毛
戸塚備前守 矢部駿河守

外御金銀
戸塚備前守 矢部駿河守
是は文化十酉年大坂并兵庫津町人共江御用金被仰付相納
候内、御下ヶ戻残元金五拾万七千九百八拾九両三分・永
百拾壹文七分余、天保元寅年より御割下ヶ相成候処、右
元金之内千九百五拾貳両三分・永貳百四拾文七分余永上
納之分引之、残元金五拾万六千六百三拾六両三分・永百貳拾
壹文余三拾三ヶ年ニ割合、壹ヶ年金壹万五千三百三拾四
両壹分・永百拾八文六分宛、末年は金壹万五千三百三拾
七両・永七拾六文余御下ヶ相成候積、去巳年分金壹万

(一〇六才)
五千三百三拾四両壹分・永百拾八文六分、此銀九百八拾
壹貫三百九拾九匁五分九厘之内、村垣淡路守・曾我豊後
守・土方出雲守・内藤隼人正・明樂八郎右衛門・館野忠
四郎・中村長十郎・柑本兵五郎・中川忠五郎置添状を以
渡

是は文化十七年、堺町人共江御用金被仰付相納候内、御下ヶ戻残元金三千五百六拾弐両弐分、天保元寅年より三拾三ヶ年ニ割合、壹ヶ年金百七両三分・永弐百文宛、末年は金百八両・永百文御下ヶ相成候積、去巳年分右同人置添状を以渡

(一〇六ウ)

一金六拾八兩壹分
銀拾五貫三拾九匁五分

小堀主税

是は御代官所河内・和泉・摂津・播磨国村々、文化十西
年御用金銀之分、去ル寅年より三拾三ヶ年ニ割合御下ケ
戻相成候ニ付、去々辰年分、曾我豊後守・土方出雲守・
内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中
川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・
竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(一〇七六)

金貳拾兩貳分
銀拾四匁
此永貳百拾九文

矢嶋藤藏

金貳両壹分
銀拾三匁
此永貳百四文
但壹両二付
銀六拾四匁替
辻富次郎

銀三拾壹貫七百八拾壹匁貳分

但乞兩付

辻富次郎

是は御代官所当分御預所摂津・河内国村々、文化十四年
御用金銀之分、去ル寅年より三拾二ヶ年ニ割合御下ケ戻
相成候ニ付、去々辰年分、曾我豊後守・土方出雲守・内
藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川
忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・石井源左衛門・
竹内平之丞・小山太郎左衛門裏判手形を以渡

(一〇七才)

是は御代官所河内・摂津・和泉・播磨・近江国村々、文化十四年御用金銀之分右同断、右同人裏判手形を以渡

一銀式拾目三分

多羅尾勒負

(一〇八才)

是は御代官所近江国野洲郡村々、文化十西年御用銀之分

右同断、右同人裏判手形を以渡

一銀式百三匁

木村惣左衛門

是は御代官所河内国村々、文化十西年御用銀之分右同断、
右同人裏判手形を以渡

金式分

金三両式分

岡部美濃守家來

一銀拾式匁

此永百八拾九文 但右同断

銀七百四拾四匁五分

一銀式匁八分

但壹兩ニ付
銀六拾四匁替

永井飛驒守家來

(一〇九才)

是は御預所和泉国村々、文化十西年御用金銀之分右同断、

右同人裏判手形を以渡

一銀七拾式匁五百目

大草能登守

一銀六貫七百六拾三匁壹分

是は御預所摂津・河内国村々、文化十西年御用金銀之分

右同断、右同人裏判手形を以渡

(一〇八ウ)

是は長崎表古文字銀為引替、曾我豊後守・土方出雲守・
内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中
川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以渡、但

右渡方之儀は、大坂御金蔵ニ而荷造いたし、松平伊豆守

宿次証文を以、道中不及宰領、一宿限宿役人差添宿送り
ニ而長崎会所江向差下

一銀五匁七分

是は御預所播磨国村々、文化十西年御用金銀之分、去ル

一此永九拾文

但壹兩ニ付
銀六拾四匁替

脇坂中務大輔家來

銀三百九拾七匁貳分

是は御預所播磨国村々、文化十西年御用金銀之分、去ル

二〇一

(一〇九ウ)

一銀千貫目

牧野長門守

是は長崎表古文字銀為引替、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以渡、但右渡方之儀は、大坂御金藏ニ而荷造いたし、松平伊豆守宿次証文を以、道中不及宰領、一宿限宿役人差添宿送りニ而長崎会所江向差下

一銀七拾弐貰五百目

同人

是は右同断、江戸両替町為替拾人組御用所江向、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門添状を以差下

金百六両三分
銀七千五百五拾三貲六百七拾七匁六分六厘六毛

(一一〇ウ)

大判金弐枚

一銀五千四百貫目

内小玉銀弐百貫目

馬場藤五郎
西村九郎右衛門
志賀理助
浅井金八郎

金四万弐千弐百四拾壹両弐分

内 弐朱判壹万千六百八拾壹両弐朱

壱朱銀壹万九千九百拾兩弐朱

是は江戸表江御取下ニ相成、道中不及宰領、一宿限宿役人共差添宿送りニ而、江戸駿河町為替三井組并両替町為替拾人組

渡合

銀壹万六千九百三拾五貫八匁五分四厘

唐金九貫五拾三匁七分

唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

灰吹銀四百六拾六貫目

(一一〇才)

御用所江向度々、曾我豊後守・土方出雲守・内藤隼人正・明楽飛驒守・館野忠四郎・柑本兵五郎・中川忠五郎・下田幸太夫・田口五郎左衛門・鳥居八右衛門添状を以差下

差引残而

(一一一才)

金四万七千四百七拾七両三分

式朱判式万三千五百四両式朱

内 壱朱銀九千四百八拾四両壹分式朱

小判金壹枚

式分判式枚

壹分判壹枚

式朱金壹枚

壹朱判壹枚

壹朱銀壹枚

丁銀 壱枚

此目四拾七匁三分

小玉銀壹ツ

此目五匁八分

銀七千四百五拾貫五百七拾式匁七分壹厘七毛式弗

唐金百四拾六匁四分

灰吹銀式百三拾貫七百目

巳十二月晦日
大坂御金藏惣有高

金千四百五拾両

内式朱判千五拾両

御除有高

銀千四百四拾式匁四百六拾六匁五分式厘式毛九弗

金千四百四拾壹両壹分

内式朱判四百四拾壹両壹分

外有高

銀四千四百三拾三貫七百九拾九匁四分四厘九毛四弗

(一一二才)

外

去巳十二月晦日

拝借手形ニ而有之
御勘定可相立分

一金拾六万六千式百八拾七両式分・但 分、別帳有、午年

永百三拾九文式分

内式朱判七万三千三百九拾四両式分・
永六拾七文四分

是は宇治御茶師拝借、摂津国西宮宿拝借并式朱判為通用

金式拾壹両

但式朱判

別口有高

銀式百三貫五百七拾九匁七分七厘六毛壹弗

内

(一一一ウ)

金四万四千五百六拾五両式分

内 式朱判式万千九百九拾壹両三分式朱
壹朱銀九千四百八拾四両壹分式朱

定式御遣方有高

銀千三百七拾貫七百式拾六匁九分六厘八毛八弗

備中・美作・播磨国村々江御貸付并荒地為御手当中国筋

私領村々江御貸付并拾三ヶ年賦之口寛政十二申年相納候

夫食代并相続拝借廻船御用達江御前貸銀并伏見宿本陣地
震ニ而拝借銀

壹ヶ年分元金貸付并荒地起返為御手当御貸付并但馬国阿

瀬銀山師江為御手当御下ヶ金并京都町人共江御貸付金并

長崎表御備金并鳥田三郎右衛門・森左十郎・鈴木吉兵衛

家内之者大坂江引越拝借金并京都・奈良・大津町人共江

御貸付金并米価為引立差出金之内山城国五ヶ村江御貸渡

金

(一一二ウ)

去巳十二月晦日

拝借手形ニ而有之

一銀壹万四千六百七拾貫七百式拾六匁但分、別帳有、午年

六分八厘四毛

御勘定可相立分

御勘定所

是は宇治御茶師拝借、一ツ橋殿御用銀之内御貸付銀、朝

鮮人来朝ニ付拝借、朝鮮人參為通用拝借、銀座年寄拝借、

廻船打立御前貸銀、在方大坂町人江御貸付銀、摂津・播

磨国宿拝借銀、摂津国兵庫津本陣拝借并拾三ヶ年賦之口

寛政八辰・同十二申ニケ年相納候元銀之分御貸付并生野

銀山水抜御手当御貸付并米価方御貸付銀、銅山方為御手

當諸家江御貸付銀并長崎表御備金之代銀并山城・丹波国

(一一三ウ)

右は天保三辰年拠残元ニ立、同四巳年中納拠御勘定仕上申候、
残金銀当午年之元ニ立、御勘定仕上可申候、以上

天保五甲午年十二月

石渡彦太夫印
大久保讚岐守印
矢部駿河守印
幸田金一郎印

(一一四オ)

如前書、天保四巳年大坂御金蔵金銀納拠証文を以御勘定仕上有之付、遂吟味、為後日覺令判形遣之候、残金銀之儀は午年元ニ立、可有勘定候、以上

印(割印、関保右衛門)
戌八月

五嶋三六郎印
立田岩太郎印

(一一四ウ)

(一一五才)

(一一六才)

関保右衛門印
吉見儀助印

根本善左衛門印

村田幾三郎印
中野又兵衛印

川路三左衛門印

田口五郎左衛門印

遠山左衛門尉印

深谷遠江守印

明樂飛驒守印

内藤隼人正印

肥後印

此帳面之勘定雖為加判之列以前之事、
此度仕上ニ付令加印候
此度仕上ニ付可令加印處、就忌無加印

中務印

(一一七才)

此帳面之勘定雖為加判之列以前之事、
此度仕上ニ付可令加印處、就忌無加印

備後

越前印

和泉印

跡部山城守殿

(一一六ウ)

堀伊賀守殿

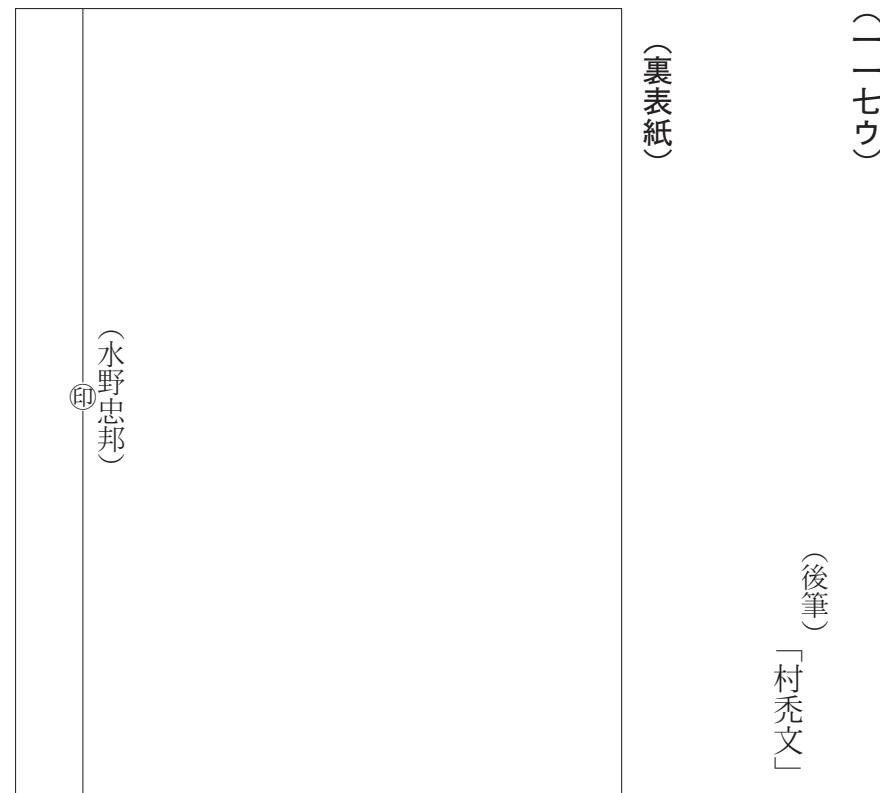
石渡彦太夫殿

金井伊太夫殿

近藤四郎殿

真野半助殿

青木八五郎殿



凡例

本資料は『三井文庫論叢』第四七〇四八号に掲載された史料紹介をまとめたものです。

史料解題の執筆は近世経済史料研究会。

三井文庫史料叢書
天保四年

「大坂御金蔵金銀并灰吹銀
納払御勘定帳」

納の部／払の部

一一〇二一年発行

編集発行

公益財団法人 三井文庫

郵便番号一六四一〇〇〇二二
東京都中野区上高田五一一六一
電話〇三一三一八七一九四三一
一一〇

<http://www.mitsui-bunko.or.jp>

©Mitsui Bunko 2024. Printed Japan